

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

経済常任委員会会議録			
日 時	平成13年 3月16日(金)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時00分
場 所	消防第2、第3会議室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	佐野委員長、大竹副委員長、成田・斉藤(裕)・小林・渡部・西脇・吹田・秋山 各委員		
説 明 員	経済・港湾両部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

委員長

ただいまより、会議を開きます。

本日の会議録署名委員に、成田委員、西脇委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

平成12年度企業立地状況について。

(経済)企業立地担当主幹

平成12年度企業立地状況についてご報告します。

平成12年度の企業立地の状況につきまして、平成13年2月末現在までの実績をご報告申し上げます。

最初に、新規立地企業でございますが、銭函3丁目の銭函工業団地隣接地において、油圧機械製造のアスクジャパン株式会社ほか3社が、また、石狩湾新港小樽市域には、畜肉加工の株式会社パイオニアジャパンほか2社が立地し、2月末現在、合わせて7社が新たに立地決定をしております。

次に、平成12年度中に操業を開始した企業でございますが、銭函3丁目において、食品添加物製造の日清食材株式会社ほか2社、また、石狩湾新港小樽市域においては、畜肉加工の株式会社パイオニアジャパンほか2社が操業を初め、2月末までに合わせて6社が操業を開始しております。

この結果、銭函工業団地並びに石狩湾新港小樽市域の立地状況につきましては、平成13年2月末現在、銭函工業団地では合計117社の立地があり、立地面積は63.6ヘクタール、分譲率は84%となっております。

これら立地企業117社のうち、95社が既に操業を行っております。

一方、石狩湾新港小樽市域につきましては、64社の立地があり、立地面積は102.7ヘクタール、分譲率は43.4%となっており、立地企業64社のうち31社が既に操業を開始しております。

また、石狩湾新港全体の立地状況につきましては、立地企業数715社、立地面積が735ヘクタールで、分譲率は60.9%となっており、立地企業715社のうち、546社が既に操業を行っております。

企業立地を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いておりますが、引き続き必要な情報収集に努め、より多くの企業の立地が図られますよう努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

次に、湯鹿里荘の閉館について。

(経済)観光振興担当主幹

それでは、湯鹿里荘の閉館についてご報告申し上げます。

湯鹿里荘については、平成2年12月より、市営温泉センター廃止に伴う代替の施設として寄贈を受けた友愛山荘を市が増改築し、朝里川温泉総合開発株式会社に貸し付け、日帰りの入浴施設として開業してはりましたが、朝里川温泉総合開発株式会社が解散されたことによりまして、平成10年4月から小樽中央バスが経営を引き継ぎ、現在に至っております。

こうした中、昨年6月、一たん、湯鹿里荘を売却するということといたしましたが、その後、白紙になったことから、中央バスには今年度末までの運営を引き続きお願いし、協力を得てきたところでございます。

しかし、年々利用客が減少しており、北海道中央バスにこれ以上の協力を求めることは難しいと判断し、年度の区切りであります3月末日をもって、北海道中央バス株式会社においてお願いいたしておりました湯鹿里荘の営業を終了することとなった次第でございます。

今後につきましては、施設の老朽化が激しく、ボイラーなどの抜本的な改修が必要になっていることや、他に類似施設ができており、利用客の増がなかなか見込めないこともありまして、経済部といたしましては、温泉施設の利用形態を継続で公募方式による売却を第一に考えておりますが、朝里川温泉の振興という観点から、本議会の議

論を踏まえ、新年度のできるだけ早い時期に市としても方針を固め、ご報告いたしたいと思っております。

委員長

平成13年度小樽港港湾関係事業予算案について。

(港湾)工務課長

平成13年度小樽港港湾関係事業予算案について説明いたします。

お手元の資料1-1、1-2をごらん願います。

資料1-1につきましては、平成13年度小樽港港湾関係事業予算案であり、平成12年度との対比表となっております。平成12年度事業につきましては、実施見込みで計上してございます。

また、資料1-2、これにつきましては、事業予算、平面図となっております。赤く着色しているところが平成13年度の事業箇所となっております。

それではまず、国直轄事業につきましては、資料1-2、平面図左上1-①の部分をごらんいただきたいと思っております。

継続事業としまして、北防波堤の改良に伴う調査・設計で、市民の北防波堤に対する意識調査や、学識者等で構成される整備検討委員会を開催し、改良工法を決定するものであります。

北防波堤は、世界的土木技術者であります故広井勇博士が設計施工した歴史的な土木構造物であり、また、土木学会からは、北海道の開拓を支える代表的な近代土木遺産としまして、平成12年度、選奨土木遺産に道内で唯一認定を受けた施設でございます。

次に、平面図の右上、2-②の部分でございます。

継続事業といたしまして、臨港道路小樽港縦貫線の改良で、調査・設計や家屋移転補償のほか、本体工事としまして、南防波堤の基部の方から海上部の一部を整備するものであります。

以上、国直轄事業といたしまして、事業費総額18億 2,100万円、小樽市の工事負担金としまして6億 150万円を見込んでおります。

続きまして、補助事業につきましては、平面図の右下、③の部分であります。継続事業といたしまして、ただいま説明いたしました国直轄事業の小樽港縦貫線の開通に関連し、直轄施工区間とのすりつけ部の改良工事並びに勝納埠頭基部のフェリー交差点付近の改良工事に伴う用地補償であります。

次に、平面図左下、④、⑤の部分でございます。

継続事業としまして、北浜手宮岸壁の改良工事で、日清製粉小樽飼料工場前、前面の老朽化した岸壁を平成13年度の完成を目指して改良するものであります。

補助事業といたしましては、事業費総額4億 2,900万円を見込んでおります。

続きまして、起債事業につきましては、平面図中央部港町埠頭⑥、⑦の部分であります。これも継続事業でありまして、平成12年度に請負契約し、債務負担で施工中の港町公共上屋の建設並びに荷さばき地の舗装を行うものであり、平成13年度の完成を目指しております。

以上、起債事業といたしまして、事業費総額は6億 5,350万円を見込んでおります。

続きまして、単独事業費でございますが、平面図左下、⑧の部分であります。これにつきましては、新規事業といたしまして、小樽運河の浄化対策費で、平成14年度以降に計画をしております運河のしゅんせつや掘削工事、これの補助事業採択に向けて、小樽市民や運河周辺に集う観光客を対象に、費用対効果を算出するためのアンケート調査を実施するものであります。

単独事業といたしまして、事業費総額150万円を見込んでおります。

以上、直轄、補助、起債、単独事業を合わせまして、事業費総額は29億 500万円、管理者負担金は14億 2,810万円を見込んでおります。

委員長

次に、小樽港臨港地区の変更について。

港政課長

小樽港の臨港地区の変更についてご説明いたします。

小樽港臨港地区の変更案につきまして、さる1月16日に、平成12年度第1回小樽市地方港湾審議会を開催し、変更案を諮問し、原案どおりの答申を受けております。

この臨港地区の変更案について、概要をご説明させていただきます。

まず、お手元の臨港地区の変更に係る資料、2-1から2-3を確認願います。

資料2-1は、小樽都市計画臨港地区の変更(案)、資料2-2が臨港地区変更箇所概要、資料2-3が小樽都市計画臨港地区の変更新旧対照図の計3枚の資料をお配りしております。

これら、お手元にお配りした資料に基づき、概要をご説明申し上げます。

小樽港の臨港地区につきましては、昭和36年に、港湾機能増進のため、水域である港湾区域と一体となった利用が図られるべき陸域として、初めて、都市計画法に基づき、臨港地区の指定がなされております。

その後、昭和63年に道道臨港線の完成に伴い、一部変更が行われ、平成8年に小樽築港駅周辺地区再開発計画に関連した地区の一部解除並びに厩町岸壁及び旧税関跡地前面の水面埋立てに伴う新たに生じた土地の追加を行い、現在、臨港地区の面積は185.1ヘクタールとなっております。

このたび、臨港地区を変更しようとする理由とその内容についてでございますが、中央地区再開発事業に伴う旧第1号埠頭地先水面の埋立てにより、新たに生じた土地を追加し、現在の利用形態が臨港地区の土地利用になじまないと考えられる区域について削除しようとするものであります。

まず、追加する部分でございますが、資料2-3をごらん願います。

図面中央部の③の青斜線部分が追加する箇所でございます。追加する部分の面積は12ヘクタールとなっております。

次に、お手元の資料2-2の図面番号3の項目をごらんください。

当地区では、特に旧第1号埠頭及び旧堺町岸壁の老朽化が著しく、岸壁が狭隘で、大型機械等による近代的な荷役形態への変化や、貨物需要の増大に対応できないなど、利用上の問題が顕在化してきた地区であります。このため、小樽港の振興と背後圏の活性化を図るという港湾計画の基本方針を受け、係留施設、荷さばき地、倉庫用地等の港湾施設を造成すべく、平成2年8月より旧第1号埠頭前面の公有水面埋立てに着手し、昨年4月に全面供用を開始したものであり、名称を新たに港町埠頭としております。

また、小樽市の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例、いわゆる分区条例上の港区につきましては、同埠頭の用途が、港湾計画上、埠頭用地と港湾関連用地として位置付けられ、倉庫業、港湾運送業、道路運送業、フェリー関連業等の港湾関連業種の立地を計画していることから、小港区として指定しようとするものであります。

次に、解除部分でございますが、資料2-3をごらん願います。

図面左側の赤斜線部分の2カ所でございます。資料2-2の図面番号1の項目をごらんください。

初めに、図面番号1の高島地区の3.2ヘクタールでございますが、かつては漁業関係の倉庫、水産加工場、市場等にぎわった地区であります。高島地区水深5メートル岸壁の整備により、荷揚げ場所が移動したことや漁業の衰退により、一般住宅やアパートが入り込んでおり、臨港地区としての機能を失っている地区であります。

港湾計画の位置付けについても、平成9年7月の港湾計画改訂の際、港湾関連用地から都市機能用地に変更しており、臨港地区から解除しようとするものであります。

次に、図面番号2の手宮地区1.7ヘクタールでございますが、かつて肥料工場が立地していた地区であります。

現在は、大型小売店舗2店と鉄工所1棟あるのみで、臨港地区として機能を失っている地区であります。港湾計画の位置づけについても、高島地区同様、平成9年7月の改訂の際に、港湾関連用地から都市機能用地に変更しており、臨港地区を解除しようとするものであります。

このように、追加する面積は12ヘクタールでありまして、解除する面積は4.9ヘクタールとなります。差し引き7.1ヘクタールの増となり、この結果、臨港地区の総面積は192.2ヘクタールとなります。

以上、変更案の概要について説明させていただきましたが、この変更案が小樽市地方港湾審議会から原案どおり答申されたため、来る1月29日に開催されました第134回小樽市都市計画審議会において討議をしたところでございます。

なお、今後のスケジュールでございますが、4月6日に開催を予定されている次回の都市計画審議会に変更案を諮問することとなっております。

原案どおりの答申をいただきましたら、4月中旬から変更案の縦覧が開始され、5月中旬の北海道都市計画審議会に諮問し、6月から7月ごろには都市計画決定がされる見込みであります。

委員長

第1回石狩湾新港管理組合議会に関して。

(港湾)港湾振興室主幹

去る2月22日に、平成13年第1回石狩湾新港管理組合議会定例会が開催されましたので、その概要についてご報告申し上げます。

議案については、さる2月15日の経済常任委員会におきまして報告、ご審議いただきました3点がございます。

まず、1点目が、平成13年度石狩湾新港管理組合一般会計予算案、2点目が、平成12年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算案、3点目が、石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案などの条例改正など5件、以上でございます。この6件と、さらに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2項の規定により、花畔ふ頭荷役機械製作設置工事請負契約の締結に関する件の4点でございますが、同日付をもちまして、原案どおり可決されたところでございます。

また、報告につきましては、石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分でございますが、同日付をもって承認されたところでございます。

委員長

次に、今定例会に付託されました案件について説明願います。

議案第39号 権利の放棄について。

(経済)商工課長

議案第39号 権利の放棄についてご説明申し上げます。

協業組合太陽米菓につきましては、昭和49年2月、市内の菓子業者4社により協業組合を設立し、昭和50年2月に操業を開始したものです。昭和51年3月ごろから資金繰りが悪化したため、金融機関の融資に対する損失保証の議決がされ、市と金融機関との間で損失保証契約が締結されました。

昭和59年2月に、金融機関より市に対し損失保証請求がされたことから、昭和59年第1回定例会で組合に対する融資を議決し、同年3月、金銭消費貸借契約を締結いたしました。その後、7回にわたり、金銭消費貸借契約が締結されました。

組合は、その後、平成3年3月に操業停止、5月に解散となり、清算事務に入りました。その後、平成7年9月に競売事件による配当、平成8年2月には家賃収入積立金の配当がなされましたが、同時期、組合は清算決議をいたしました。

連帯保証人の2名につきましては、1名は既に資産がなく、現在入院中でありまして、差押禁止債権である公

的年金の受給者であります。他の1名につきましては、本人が死亡後、妻と長男が財産を限定承認で相続いたしました。その財産を昨年競売され、ともに徴収不能となりましたので、債権額 5,124万 6,564円について債権放棄をするものです。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

委員長

それでは、質疑に入ります。

共産党、西脇委員。

西脇委員

湯鹿里荘の件について

今、報告のありました湯鹿里荘の件について質問をいたします。

議会の意見を聞くという姿勢ではなくして、閉館するという事後報告をしたというふうに解釈されるわけです。別に、この問題は、急に降ってわいて結論を出さなければならないという状況ではなかったと思います。

それで、閉館に当たって、例えば中央バスが、採算上、どうしても収支が合わないのでやめるといった場合に、当面、市が直営でやるということは全然検討しなかったのかどうか、まずこの点についてお伺いします。

(経済)観光振興担当主幹

経済部といたしましては、北海道中央バスの話の中で、基本的に、企業の引き合いが、お話ですけれども、あるということもございまして、売却の方針でというふうに一応立てております。

3月末で中央バスが終わるわけですけれども、なるべく早く結論を出しまして、利用する方には4月1日からご不便をおかけしますが、なるべく早い時期に、同じような日帰りのものを併用したような形の施設をつくっていきなというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

西脇委員

それは、朝里総合開発株式会社がやっていたときから、収支は、平成2年、3年、4年まではずっと黒字で、5年以降、700万円から約1,000万円の間で赤字と。それで、ここを中央バスが経営をするようになってからは、初年度は約400万円程度、11年度は500万円程度ということです。

ですから、私が言いたいのは、今の人員でそっくり小樽市が直営でとりあえず引き受けたとしても、五、六百万円程度の持ち出しで済むわけです。しかも、減ったといっても、年間3万人からの人が利用している。3月14日には、あそこら辺に住んでいるお年寄りが、どうかこのまま湯鹿里荘を続けてほしいという要望に見えられています。これは、単におふるに入りたいということではなくして、お年寄りが、一日楽しい場として、コミュニケーションの場所としてもすごく有効だし、健康にもすごくいい、保養施設としても役に立つという立場から存続を求めているわけです。

とりあえず、市がなぜ今までどおりの運営をすることができないのかということは、運営をしながら、処分も同時に、やってくれる人はいませんかという公募をするというのであれば話はわかるのですが、なぜそれぐらいのことができなかったのかという点について、もう一度聞きたいと思います。

(経済)観光振興担当主幹

先ほど中央バスの赤字の話が出ましたけれども、委員がおっしゃるとおり、400万円弱と500万円強という10年度、11年度の赤字が出ております。ただ、これは赤字部分でありまして、市が直営した場合にはこの館を運営しなければならないというところが一つございます。基本的に、直営した場合、どのぐらいかかるかという試算はしておりませんが、相当の金額になるのではないかとというのが一つございます。

それから、財政的な面ですけれども、建物が相当老朽化してきているということもございまして、直営ということはなかなか難しいというふうに考えてございます。

それから、老人の方が、高齢者の方ですけれども、14日に来まして、基本的には、中央バスさんが3月でやめるということについてはご理解をいただきましたが、やはり、その後について、直営等でできないかというお話になったのも事実でございます。

その点を含めまして、経済部としましては、一応、売却という方向でいろいろ話を進めておりますけれども、いろいろな皆さんのご意見を聞きながら、なるべく早い時期に全体的な中央バスの関係も調整を図りまして、結論を出していきたいというふうに考えてございます。

それから、今年に入りまして、中央バスの方も、3万6,000人から1月末で約20%減となっております、やはり中心部の方に同じような類似施設ができてきたと。朝里川温泉地域についても同じですけれども、そういう関係で、類似施設の方にお客さんがとられているというのが事実でございます、基本的にはなかなか思うようにいかないということが理由にあると思います。

西脇委員

2割程度減ったとしても、今年は3万人ぐらい来られたわけでしょう。

それで、廃止の手續の問題というのは、市民に対する周知として、中央バスが湯鹿里荘とバス停に掲示をしているという程度と。小樽市としては、広報だとかお知らせを使っては何ら周知することもしていない。恐らく、4月1日も行くでしょう、皆さんは。口伝えでどのぐらい広がるかということがあると思いますけれども、やるのが本当に不親切ではないかということだと思ふのです。

それで、土台がですよ、長い歴史がありまして、私も議員になった当時から朝里川温泉の運営委員の一人として携わった者として、旧朝里川温泉センターを廃止するに至る経過というのは、ああいう施設はちゃんと残しますということを運営委員会の全会一致で確認して、総合開発センターに売却し、一体管理をするという約束だったので。それが、総合開発センターは、見通しが狂って、ホテルも建てない。しかも、今度は、単独でというか、総合開発センター自体が湯鹿里荘の運営からも手を引いてしまう。あげくの果てには、総合開発が前田建設へ土地を売却してしまう。こういうことになった経過というのは、皆さんにも責任があるのではないですか。質問するたびに、もう少し待ってくれ、もう少し待ってくれと。結果的に、本来であれば、ホテルは平成4年に建つ計画でしたから、10年前にこの問題は決着していなければならない、そういういわくつきのものを、中央バスに一たん引き継がせて、採算ベースが合わないから、機械が老朽化してそろそろ金がかかりそうになるからといって、いきなりこれをやめしてしまうということにはならないのではないのか。

だから、前段で言ったように、せいぜい五、六百万円の持ち出しで済むのなら、とりあえずは小樽市が直営でやって、その間に、後を引き受けてくれる人を公募で探すと。ところが、理事者の考えでは、今の機能を持ったものを条件として売却するということであれば、なおさらそういう措置が必要ではなかったのか。

これは、部長に答弁をしてもらいます。なぜこういうふうになったのか。

経済部長

3月いっぱいまでやめるにつきましては、先ほど来、主幹の方から説明しているわけですけれども、私たちとしては、長い年月の間に、日帰りで低廉で利用できる施設というものが湯鹿里荘以外に朝里川温泉地区にもできてきているという部分がありまして、料金的にも同じ500円で利用できるという状況があるということが一つありますから、そういう意味合いでは、この湯鹿里荘の処分について明確になるまでの間、そちらの方を利用していただいて何とかやっていただけるのかなというふうに一つ思いました。

それと、今、これについて、新たなものをどういうふうにするのかということが当然あるわけですけれども、それについてはいろいろなご意見をいただいておりますので、できるだけ早く内部的に結論を出しまして、半年待たせるとか、そういうことではなくて、早い段階で結論を出して、日帰り入浴ができるようなものに、市が直営というわけにいきませんけれども、何らかの形でそういう施設に移行していきたいというふうに思っております。

それと、朝里川温泉センター廃止に当たって、確かに、朝里川総合開発センターに売るときの条件として、市営朝里川温泉センターの廃止に伴いまして、その代替施設として湯鹿里荘というものがつくられて、運営されてきたのはそのとおりでございまして、その間に、土地を取得したところが、さらにホテルをつくって、かなりの規模のものをつくってやるという計画があったのも承知しておりますし、それが現実に今ここに至るのも、そういう状況になっていないというのは、売却時点での履行といいますが、市としてそれを把握することについて十分ではなかったのかなというふうなことで、私も、そのときは担当はしておりませんが、気持ちの面では、行政として至らぬ点があったということはあるのかなというふうに今思っております。

経過については、そういうことです。

西脇委員

だから、恐らく、そこに働いていた人が中央バスが責任を持って雇用を確保するかどうかわかりませんが、そういうことも含めて、例えば、1年間、売れる見通しがなかったとしても、この程度を減らせれば維持できるというほどのものですから、そうしますと、たとえ1,000万円かかったって3万人使えば1人33円の持ち出しで済むわけです。おたる自然の村は約3万人使っていますが、そのうちの6割が部外者です。部外者と言ったら失礼ですが、小樽市民以外の人です。それで4億5,000万円もつぎ込む。それはそれであってしかるべき施設ですから、あえて比較ということにはならないですけれども、そういう面から言っても、なぜもう少し市民の側に立ったやり方ができなかったのか。

そこで、お尋ねしますけれども、具体的に処分見通しというのはあるのですか。

(経済)観光振興担当主幹

処分見通しのお話でございますけれども、現在、引き合いはきているというお話は聞いております。具体的なお話はできませんけれども、実際の話は、そこと契約ということでございますので、公募する形で利用される方を募集したいというふうに考えておりますので、引き合いの方はある程度来ているというのが事実でございます。

西脇委員

その場合でも、今の日帰り入浴ができる機能は持つということが前提条件になっていると、そういうことを前提条件として条件づきで公募するというようなことなんでしょうか。

(経済)観光振興担当主幹

経済部といたしましては、今の湯鹿里荘の機能ということで、そのものの建物を使うという前提でございせんけれども、何らかの新しい形のホテルをつくった場合には、当然、低額な湯鹿里荘を継続という形のものということで、公募するというのであれば、そういう条件のもとで公募していきたいというふうに考えております。

西脇委員

経済部長は、そんなに長い期間待たせないで、何とか引き受けてくれる人をというような、そういうことが何カ月もという表現からしますと、二、三カ月ないしは数カ月ということで売却し、その後、買い取った方がどうするかというのはまたあれですけれども、また朝里川総合開発センターみたいな事態になるという心配はないのですね。

経済部次長

今、主幹が説明しましたように、私どもが公募するという形に踏み切ったときには、やはり、1社の当てもない中で新たに公募ということで、応募がゼロという形、そういう姿というのはとれないと思っておりますので、今、実は、そういう希望があるかどうかということでは確認させていただきまして、ひとつ、そういったようなことで買いたいという意向を強く示しているところはございます。

ただ、私どもとしましては、そういった場面で、果たしてそれが私どもが今考えているような朝里川温泉地区の振興に役立つというような形で、市としても、皆様に説明できるようなところなのかどうかという部分もきちっとした確認をとった上での公募ということも必要なのかなと思っております。

ですから、ここに決めるという意味ではございません。公募ですから、いろいろなところが出てきた場合には、そういう形でやりますけれども、少なくとも、今、私どもが、公募に踏み切ろうという根拠になる、一つ手を挙げているところが、果たしてそこが間違いなく私どもが今考えているようなところに合致するのかどうかというぐらいのところまでは確認しませんと、今、西脇委員がおっしゃいますように、やったはいいですけれども、結局、そこに決めただけでも、皆さんのご理解を得られないとか、ご理解を得られないとか、結果的に途中でとんざしてしまったということになりましたら困りますので、その辺を今慎重に見極めているというところでございます。その辺で、今回の1定の方に正式に議案としてご提案することができないのは、公募という形でやりますというところまで今踏み込めないというのは、そういうような経過があるということでご理解いただければと思っております。

西脇委員

かつては、洞爺の山水ホテルの経緯もありますから、せっかく急いで議案まで無理やり出して、出した途端に引っ込めてなどという格好の悪いこともありました。それよりも何よりも、いずれにしても、利用者が、一定程度、利用できなくなるということが問題なのです。それであれば、なおさら私は、はっきり売却が決まるまでは小樽市が面倒を見ましょうというぐらいのことがなぜできなかったのかなと。ましてや、そういう見通しがあればなおさらですよ。できなかったのかなということなのですが、部長、これは再考ということはあるのでしょうか。

経済部長

内部的にも、確かに、処分ということを前提にいろいろ動いてきた経過がありまして、そういう中で、十分に市直営での営業ということについて考えてきたかどうかという部分については、確かに十分でない部分もあったかもしれないけれども、一応考慮の中に入れてやってきたのは事実でありまして、先ほど申し上げましたように、周辺の朝里川温泉地域の中でも、いわゆる温泉施設として同料金で利用できるものが複数施設ありまして、新たにできた部分もありますので、そこをお使いいただくということでやっていただきたいというふうに内部的には整理をさせていただいております。

西脇委員

こういう問題を含めて、できるだけ事前に議会の意向も聞けるような状況があったと思うのです。そういうことでは残念だなと感じます。

おたる自然の村について

質問を変えますけれども、おたる自然の村を対比してお話しさせていただいたので、この件について伺います。

平成9年、10年ぐらい、12年度まで、三千四、五百万円の利用料が見込まれていたのですが、半年間、冬場は休館するという状況のもとで、使用料がかなり目減りするということなのですからけれども、平成10年と11年を比べても700万円からの落ち込みがある。これは一体何なのかということです。

それから、経営の合理化によって460万円ぐらいに、五、六百万円の経費を節減しているということなのですが、それでもなおかつ4,500万円から5,000万円近い持ち出しがあるということになれば、もう少し何かいい方法がないのかと。いい方法といったら、収入をふやす方法しかないのです、手っ取り早い話。そこで、その点についてはどう考えているのか。

こうした市民にとってはありがたい施設ですから、採算ベースだけで物を判断するというわけではありませんけれども、今は全体が厳しい状況のもとで、パークゴルフの時間延長などということも要望として出されているということ踏まえて、どうする予定なのか、伺います。

経済部副参事

最初に、委員が言われている使用料の年率の比較でありますけれども、10年度と11年度では11年度は700万円ぐらい落ちております。それは、冬のスキー国体のためということでもまずひとつご理解いただきたいと思います。

それと、12年度の当初予算と決算見込みになるわけなのですけれども、12年度当初予算は3,470万円、12年度の決算見込みは2,740万円でありますから、6カ月の使用料の減というのは約700万円近くになっています。それと、一般財源の持ち出しの単純な比較で言うと、管理委託料と使用料の差し引きの一般財源の単純な比較でありますけれども、例えば、平成11年度と13年度の審議していただいている当初予算の関係をみますと、平成11年度、一般財源の持ち出しが5,500万円でありました。平成13年度当初の場合、今計上しておりますのは4,600万円、単純な比較にはなりませんけれども、一般財源で約1,000万円の効果が一つ出ている。その中には、使用料が、冬の方は落ち込むわけなのですけれども、管理委託料というのは、これは変更されるわけですから、まずこういう数字的な結果が出ているわけであります。

それと、持ち出しを少なくするには、委員が言われたとおり、当然に使用料の増というのは大事であります。公社も含めまして、道内、それから小樽市内の方なのですけれども、小・中学校、高校、大学、短大、保育所、幼稚園、老人クラブ、この辺を、研修、宿泊を含めた形で利用のPRを今年の冬もしておるわけです。

それと、パークゴルフ場の関係は、これは平成9年から始めまして、11年に18コースとコース数がふえて、利用者も、平成9年の5,000人近くが12年になりまして1万3,700人ぐらいと、非常に利用増になっております。このパークゴルフ場の利用者を、ただ帰すのではなくて、パークゴルフをやった後、その施設の研修室なり、それと懇談等々を含めた中で宿泊に結びつけていくPRも必要ではないかなと思っています。

最後になりますけれども、利用者の中で、これは市民の声でもあるわけなのですけれども、パークゴルフ場の延長というのが非常に聞かれておるわけです。今、公社の職員は5人で非常に厳しい勤務体制なのですけれども、13年度に向けて、今、公社と検討している部分は、陽の高い夏の時期が特にだと思うのですが、その辺、何とか勤務体制を変更しながらでもできないものか、この辺は、市民ニーズにこたえるためにもこれからも検討させてもらってというのが実情であります。

西脇委員

それにしても、当分は4,600万円の持ち出しは避けられないということで、あとは、何か財政負担を軽減するための方途というものを考えられておりますか。

経済部副参事

管理委託料は、平成13年度当初7,400万円の中のいわゆる人件費を含めた厚生福利費というのは3,700万円と約半分ぐらい占めておるわけです。公社の職員が5人という部分なのですけれども、この部分は今の体制では何ともしようがないのではないかなと。

一つ考えられるのは、今年の冬、無人の中での管理委託をさせていただいておりますけれども、この辺、来年度以降の中で、別の方法を何か検討を、可能性があるものについて、単年度予算の歳出を削減するという意味で改善していかなければならないのかなと思っています。

それから、私は申しおくれたのですけれども、そのほかに、除排雪の関係で、所管は土木部なのですけれども、市道の観光線がございます。その分、約500万円かかっているわけなのですけれども、それが冬期閉鎖のために500万円分を削減されているということを申し上げたいと思います。

西脇委員

経営安定短期特別資金について

質問を変えますが、予算にもありました経営安定短期特別資金にかかわって、2億9,000万円の予算措置がされているのですけれども、その貸付状況を見ますと、ほかの融資制度と何も変わっていません。ただ1年間の短期で貸し付けますと。金利が1.5%以内、物によると0.1%というふうになっていますけれども、従来から言うように、利率が例えば0.5%であろうと、0.1%であろうと、借り手としてはそのこと自体を問題にはしていないのです。

ですから、これで一番問題なのは、担保、保証人は取扱金融機関の定めるところによると。それでは、また昨年、今年度つくったいきいき資金のように、せっかく1億6,000万円の予算をつけているのに1円も使われないなんていうことに本当になるのではないかと。自民党の議員さんからも、もっと使いやすい制度にすべきだと。その使いやすい制度にすべきだということというのは、金融機関が決定権を持つということであれば、やはりいろいろとハードルが高くなって、利用しづらい制度になってしまうのではないかとということだと思っております。

この点、本当にどれぐらいの利用を見込んでいらっしゃいますか。

中小企業センター所長

この融資制度創設に当たって、民間の方々からのご意見もありましたし、金融機関のご助言もありましたし、他市の例を参考にしておつたわけでございますけれども、ほかのある都市では、ほかの制度融資、長期の制度融資が減少する傾向の中、短期資金の部分だけ、若干ですが、伸びているとか、それから、昨年10月に創設した、市では3カ月の中で4億円の融資があったとかということがありますし、金融機関のご助言の中にも、それなりの効果はあるだろう、それなりの借り手はあるだろう、そういう判断のもとにこの制度をつくったわけでございます。

西脇委員

これは、1年限りの制度ですね。私はそういうことは全く素人ですからね。これで何年間も続くというのであれば、またそれなりに効果があると思います。しかし、当座の運転資金だとか、当座の資金繰りのために一時借りて、しかし、1年以内には返済しなければいけないと、物すごい短期です。

これが、例えば、次年度のというのであれば、一たん返してまたお借りするといようなことであれば、かなり、転がすとなったら悪いけれども、転がしていくというのであれば、それなりに利用価値があるかなと思うのです。

今までの貸付条件と何ら変わらなくて、ただ変わっているのは、資金の用途について、運転資金というふうに幅を広く決めていることと、中小企業の対象企業を広げているというこの二つなのです。それ以外は何ら変わっていないわけですから、借り手としては、一時的に資金が必要になったという企業にとってはそれなりのメリットがあるかもしれません。

いずれにしても、この金融機関の定めるところによるという条件を緩和しない限り、利用は難しいのではないかと。この貸付条件では今までと何も変わらないのだから、この条件を緩和すべきでないのかと。

中小企業センター所長

一つには、金融の話になりますとあれですけども、短期資金の方が長期資金より安全性や合理性があるというのは事実であるということが、金融機関にとってあるわけでございますので、そういう意味では、

(「金融機関にメリットがあったって」と呼ぶ者あり)

金融機関にメリットがあるから貸しやすくなるという意味でございます。そういう意味ではそれなりの効果はあるのだろうというふうに思っております。

西脇委員

小樽港の取扱貨物量について

それでは次に、質問を変えます。

港湾部に聞きますが、一つには、小樽の12年の取扱貨物量は、一般港湾貨物ですけども、166万トンと、前年比で6万2,000トン、4%減と。それで、平成17年が改訂計画目標ですから、あと5年余りです。462万トンの目標というのは真剣に考えた取組をしているのかという心配があるのですが、いかがですか。

港湾部長

今お話がありました港湾計画上では確かに462万トンということで設定してございますけれども、これはあくまでも10年度代後半という港湾計画の中での目標貨物ということでございます。

ご存じのように、現状は、今は消費低迷の中で貨物の動きが非常に悪いという中で、小樽の場合ですと、今お話

がありましたように、昨年に比べて落ちてきた。この景気なんかも相当長い間かかっておるわけですがけれども、私どもとしては、当時、やはり、これからそういった貨物の需要というのは出てくるだろうという認識の中で積み上げてきた目標値でございまして、今お話のありました17年というお話でございまして、10年度代後半での目標値でございまして、これにつきましては、将来、それまで必ず達成しなければだめだということではなくて、あくまでもそれに向かった目標でございまして、今、景気の低迷の中、相当苦戦していますけれども、従前からお話ししていますように、企業回りだとかポートセールスをしながら、何とか集荷に結びつけていきたいなど。

一方、一般貨物は落ちてございますけれども、これなんかもポートセールスしてございます。フェリー貨物なども、若干ですが、上向いてきているという傾向がございまして、何とかこれからもそういった動きをしながら貨物の増加に努めていきたい、こんなふうに思っています。

西脇委員

フェリー貨物のことをなぜ引き合いに出さないかといいますと、フェリー貨物は本来の港湾貨物の計算には入っていないでしょう。港湾事務所というんですか、港湾局というんですか。というのは、フェリー貨物が増えても、道路を壊して、排気ガスを残して、何で一回も入れないというのが実態なのです。問題は、一般港湾貨物の荷おろしだとか、ステイ面だとか、いろいろな形でおいてもらって、倉庫も使われ、そして働く職場も増えるということがあっての小樽港なのです。それは、フェリーも、貸している埠頭用地なんかの使用料が入りますから、それなりに使ってもらって結構ですけれども、本来の港の役割で、小樽港にとって一番いろいろな意味での波及効果があるのは、一般の港湾貨物の取扱いが増えることだというふうに私は考えているのです。

それで、平成10年度代後半の目標だと、これはあくまでも目標だとおっしゃいますけれども、その目標に見合った港湾施設をつくるというのがはじき出した数字でしょう。港湾貨物はふえなくてもいい、しかし、施設はつくりますよということであれば、過大投資になるわけです。

なぜ私が頑張ってくれと言っているかということ、石狩湾新港管理組合へ行ったら、それなりに石狩湾新港は、去年は290万トンで前年度対比で28万トンふえている。10%増です。一方、小樽はマイナス4%という状況になれば、結局、石狩湾新港に「ひさしを貸して母屋をとられる」というようなみじめな気持ちにもなっているから、うんと頑張ってもらいたいというのが実際のところなのです。

そこで、聞きますけれども、利用促進事業費が予算では100万円ついています。そして、聞くところによると、あれやこれや、小樽港の利用促進、民間含めて約800万円の予算だったというこの予算の実態は、本気で新しい航路の開設を含めたポートセールスをやるという気構えなのかどうかというふうに疑いたくなる。予算がつかないから仕事はほどほどにやればいいなどと思っただけではないでしょうけれども、この点について、部長、本気になって、石狩湾新港に対抗して負けないぞというぐらいの気概を持った対策をとれないものなのですか、伺います。

港湾部長

今お話のありました予算の額を含めて、私どもは利用促進ということで予算を計上させていただいておるわけですが、今お話のありましたように、石狩湾新港が増えてきて小樽がマイナスになってきているという実態の中で、私どもも、気迫としては十分持っております。

(「部長の責任なんだよ、本当に」と呼ぶ者あり)

その中で、今回、私どもが予算計上しておりますのは、ロシアの航路もそうですけれども、これなんかにつきましても、一定の見込みというのですか、今年の航路の見込みもできてきております。これについては、背景には助成をしてきているというところの力の入れ方、そしてまた、従来からお話ししていますように、対岸諸国との航路ということで、航路誘致に向けて対策を立てながら今進めてきてございます。

そんな中で、そういった経費にかかわるものとして予算を計上させていただいているわけですが、今回、それに伴って、仮にそういった航路が誘致されたからには、新たな機能施設の充実ということで、今回の予算には

計上されておられませんけれども、例えば、ガントリークレーンの設置だとか、それから、コンテナ航路に向けての機能整備の一環の中で荷さばき地の整備だとか、こういったことも視野に入れながら、今、当初予算の中には含まれてございませんが、そういったことも考えながら進めていこうということで今回予算に計上させていただきました。これだけの金しかないから仕事はしなくていいのではないかというお話がございましたけれども、決してそうではなくて、港湾部一丸となって進めておりますので、そういった考え方のもとに進めているところでございます。

港湾振興室長

13年度の中の予算のお話がありました。

確かに、港湾振興室としては、13年度が初めての予算でございまして、ポートセールスに関しましては、過去、基本的には小樽港利用促進協議会、また、ある意味では対岸貿易促進協議会、こういったところで官民が手を携えてやってきたという経過がございます。先ほど、ポートセールスの範囲がどこまでかということ、これはなかなかきちっと分けることはできないわけですが、ちなみに、私ども振興室独自でやはり機敏に動かなければならないという部分がございます、市費の部分につけたわけです。ちなみに、ブースの部分では、12年度でいけば500万円近い部分もございまして、それから、対貿では400万円近い部分がございます。それから、やはり、小樽港の新たなセールスポイントとなりますと、いろいろあるのですけれども、一つは、やはり、これは本州へ行っても結構評価していただいているのですけれども、例えば日ロフェリー、これが通年で走っているという部分は、船社なり商社なりが、いざというときに小樽にこういうものがあるということは非常に心強いということで評価されております。

このポートセールスに関しては、道と一緒に日ロフェリー定期航路利用促進協議会というものがございまして。この中に、稚内も含めてですけれども、全体で2,000万円ほどの予算の中で、数百万円という宣伝をかけて、これは稚内もポートセールスしているのですけれども、2カ所で相当の金額をかけている、こういうことでございます。

確かに、計画上のシナリオと現実の貨物量の乖離というのはありますけれども、これはまた分析なりした中で、何とか地道にポートセールスをして貨物量を増やしていきたい、こう思っております。

西脇委員

外航船客公共待合所について

この質問を最後にします。

外航船客公共待合所が中央埠頭の基部にあります、この営業の時間は、土・日は休み、祭日も休み、そして朝9時から5時まで。ロシア人を中心に2万人からのお客さんが来ているという実態からして、普通のお客さんでないわけでは、それを普通の市民を相手にした、市役所をあけている時間と同じような感覚で取り扱われているというのはちょっと問題ではないのか。

改善の考えはないのかどうか、まずその点について伺います。

港政課長

外航船客待合所の件で、サービスの関係から、今、あいている時間ということでございます。

今、西脇委員から土・日という部分のお話がありました。日曜・祭日以外の平日が9時から5時ということでございます。私ども港湾部の方で所管しているのは、外航船客の維持管理施設という部分で、実際にあそこに配属されているインフォメーションセンターの所在員については、国際交流の方の嘱託職員となっております。そういう意味で、地公法上の問題もあり、非常に難しいものかと思っておりますけれども、サービスをいかに向上させるかということについては、国際交流の方にも伝え、そういうふうにしていきたいなというふう考えております。

西脇委員

あそこに詰めている人のお話によると、土曜日は、あそこの売店が休むことがあるということなのです。この場合に一番困るのは、ロシア人がテレホンカードを利用したくても利用できないということで、この改善方をして

もらいたい。できれば売店が閉まっているときだけ、売店にかわる機能を持たすようなものをお願いできないかということなのですから、その点についてはいかがでしょうか。

港政課長

テレフォンカードと申しますと、私どもも実態がちょっとわからなくて、調べた範囲内でお答えをさせていただきますけれども、フリーダイヤルを使ったプリペイドカードを購入し、その操作に従っていくことによって、NTTですとかKDDIの3分1,000円の通話時間が16分程度で1,000円になるということで、一企業が自分の専用回線のなものを使い、フリーダイヤルで対応してそういう機能があるのだという部分、私も初めて知ったわけでございますけれども、そういう部分を利用して、ロシア人あるいは外国人の関係の方が、公衆電話あるいは手元の電話から母国にいるご家族の方と通話ができると。

ただ、今、それらの中の1種類のカードが外航船客待合所の中で売られているということでございます。最近の傾向としまして、土・日は、やはり水揚げ等の関係で、ロシア船の小樽在港という部分が、土・日の関係でどうしても月曜日に入り金曜日に出ていくということで、お客さんが少ないということで、売店の方も日によっては土曜日は早じまいをするというようなお話もちょっと伺っております。

その場合に、どういうサービスでプリペイドカードを手に入れるかという部分の対応についてでございますけれども、市内の免税店の中では、数種類のカードが出て、私自身が把握しているのは3店舗ほどで売られているということでございます。中には、先ほど委員の方から、それらのお店の方に送迎してあげたりしているという部分のお話もございましたけれども、逆にインフォメーションの方からこういうカードが欲しいということでお店の方に連絡して、お店の方で逆に送迎してくる、そういうサービスをしているということもございます。

もう1点、今、NTTの機械は使うのですけれども、ダイヤル通話料がNTTに入っていないと、これは聞いたばかりで全体をどういうふうに把握するかはまだ決めかねていますが、そういう問題もあって、販売店の地図の作成なり、インフォメーションの方でそういう地図の作成なり、あるいは販売店への連絡、あるいはそういう部分のサービス面での向上という部分についても、国際交流の方と協議させていただき、できる限りの対応はしてまいりたいというふうに考えております。

西脇委員

実際は、NTTだとかKDDIを使えば3分で1,000円、それが別なカード、そこで販売しているものを使うと、1,000円で16分も使えるのですから、使う方としては本当にありがたい。それが利用できない。それで、いたし方なく、そこにいる通訳の方が販売店までその場で送り迎えしてやるというようなサービスを余儀なくされているというのが実態ですから、ロシア人の方も含めて、おりてきてもらって、より小樽で買い物をしてもらうということが小樽のためであるわけですから、そういう面で改善方をお願いし、質問を終わります。

委員長

民主党・市民連合、渡部委員に質疑を移します。

渡部委員

湯鹿里荘の件について

報告のありました湯鹿里荘についてお聞きいたします。

今回の朝里川温泉市営センター、この取扱いをめぐって、運営委員会で相当議論をされてきました。しかし、なかなか進んでいかなかった。それで、当時、運営委員長でありました渡部輝久さんも、予算特別委員会での質疑などを聞いて、こんなはずでなかったということをやはり何回も漏らしていたのです。それだけ時間がかかった今回の問題であったと。

そして、湯鹿里荘をめぐっての件も、一長一短にスムーズにということではなく、まあまあ何とか進んできたも

の、やはり問題提起されてきた。ですから、考えていかなければならないのは、市営センターをめぐる問題のときから、やっぱり、空白の中で議論をしてきた。

そういう経過並びに経緯のあるところで、湯鹿里荘も3月いっぱいまで閉じたい、そして、公募してということになった。公募で、今度、例えばどこかが決まったら、改築・改善を含めると、当然そういう面も多分にあるかと思えます。

しかし、本来、そのものがこれだけの時間で、時には引き合いがある、いい感触を持っている、もうしばらくというよりも、もう少し時間を欲しいというものがこの定例会のもとにやっぱり検討されてきた部分があるのです。それで、同じパターンを繰り返してその手だてをするというのはいかがなものか、せめてそこに空白がないような取扱いというものを大事にすべきでないのか、私はこう思いますけれども、いかがでしょうか。

(経済)観光振興担当主幹

市営温泉センターについては、運営委員会ということで渡部輝久議員を委員長に大変長らく議論をして市営温泉センター跡地を売却してリゾートホテル、その中で、湯鹿里荘という機運が出てきたのだと思います。

ただ、私の答弁が渡部委員の質問に合っているかどうかわかりませんが、朝里川温泉地域という地域の振興ということで運営委員会で議論を重ねてきたのではないかというふうに思っています。それで、あそこの施設を、やはり朝里川温泉の地域の振興という観点から考えますと、旅館とか、そういう関連の施設とか、そういうものによって朝里地域を全体的にお客さん呼び込めるような地域にしていかなければならないのではないかなと思っております。

もう少し福祉的な施設ということも考えられますけれども、地域性ということを重ねてあの辺は考えていくのが妥当でないかなと、答弁になっているかどうかわかりませんが、そういう考えのもとで、経済部としては、できれば土地も含めながら考えていきたいというふうに思っております。

渡部委員

本体そのものをどけて、これからどうなるのか、何なのか、それは、僕は今議論するものではないのです。湯鹿里荘をめぐる、振興のためには今の湯鹿里荘だったらだめなのか、何とかもっと規模を変えて考えようとしているのか、それとも中央バスが引き受けてくれないということだから、引き受けてくれる人を探して、そこに公募した人の考え方にマッチしたものでいくのかと。その基本は、市民の方が、お年寄りが、今までのとおり継続して利用いただけるものなのかどうか、そこらの考え方というものをどういうふうに思っているのだらうか、どうもぴんとこないのです。同じであれば同じなりの、やはり空白の生じない面だとかというものを講じるべきであつたらうし、そこをちょっと整理して聞かせてください。

経済部次長

今の渡部委員の質問に対して、基本的に私どもが考えておりますのは、今の湯鹿里荘の施設を利用した形の日帰り入浴ということは、それが中央バスでなくてほかの方がやったとしても、なかなか採算をとるのは難しからうという部分が基本的にございます。たまたま日帰り入浴だけではなくて、宿泊的な施設をつける、こういったものは一つ考えられるだらうと思っております。

その際に、合わせますと、それでは今の湯鹿里荘の土地だけでいいのかという部分が出てくると思いますが、市が今基本的に考えていますのは、湯鹿里荘の土地の売却の方向での公募ということを考えてございますので、それはまたちょっと横へ置きますが、基本的に経済部で考えていますのは、どこが引き受けたとしても、今の形の中での、今の施設を利用しての日帰り入浴一本だけでは、正直に申し上げまして、採算をとるのは難しいだらうと思っておりますので、当然そこに宿泊的なものがついた施設を想定せざるを得ないのではないかとすることは基本的に考えております。

渡部委員

そうしますと、西脇委員からもお話がありましたように、3月いっぱいまでやったら、その後はちょっと空白になりますね。そこへまた宿泊施設、研修施設だとかという部分が加わるとなる。市民の方には迷惑をかけないように、湯鹿里荘なら湯鹿里荘の入浴料金でほかにも入れますよとかなんとかと、そういうやつははっきり示してよいのではないかと。また、温泉をめぐるのそれだけの経過もあったのではないかと。

しかし、それを先にさぐって、そうしたらセンターのやつをこれからどうするということにもなるので、湯鹿里荘なら湯鹿里荘をそういうふうと考えてというものであれば、4月1日なら1日からはこういうふうにしたいとか、どうだとかということは、もっと明らかにしてもよいのではないかと。

そのことはいかがですか。

経済部次長

今、渡部委員からご指摘ございましたように、私どもは、先ほど来、部長からもご答弁させていただいておりますが、基本的には、この先の4月以降、新年度以降の湯鹿里荘の利用につきましては、何度か本会議でもご答弁させていただいておりますけれども、売却ということをまず第一義的に考えてやりたいと思っております。

そうなった場合に、できるだけ早い時期に出したいということになりますと、そういった方針を出すことによりまして、仮に、新年度、4月から何らかの形で営業をしたとしても、恐らく、1カ月、2カ月の間でそういった話が持ち上がるだろうというふうに私も想像しているものですから、今、こういう区切りのいい一つの時期に、中央バスの方にもこれ以上お願いするのは無理だという判断がございまして、区切りのいい時期ということで3月末ということで一定の判断をさせていただいたということでございます。

今の質問にございましたように、4月以降はどうするかということについては、早く市民の方に、それから利用者の方に示すという部分につきましては、私どもは、今ここでいつということはお話しできませんけれども、そういった一定の方針を、例えば、公募方式による売却にするのか、または、それがそういった形ですぐ見えないとするならば、どういった形にするのかということを含めまして、きちっと内部的に整理をして打ち出していきたいというふうに考えているところでございます。

渡部委員

前日も話をしたように、昨日、今日、中央バスが3月いっぱいでもうできません、小樽市の方で考えてくださいといったら、やはり、その方向ということを明らかにして、なるべく空白のできない、空白をつくっては市民に迷惑がかかるということの中で、それではその空白をどう示したらいいのか。西脇委員が言うように、市民に、見つかるまで時期でやる場合だって一つの方法だろうし、また、しかし、それは無理だというのであれば、こうこうこういう面で迷惑のかからない方法というやつはとっていかないと。3月末でやめるといったら、4月からどこもやるところがなければ、そのまま閉じているよりしょうがないでしょう。そして、片方で公募するかどうか。そうしたら、その間、ずっと空白になってしまう。その点は、やっぱり、空白のできるだけないような仕組みでもって、それと、市民が、あるいはお年寄りが利用してきたのであれば、なるべくその楽しみを奪わないような仕組みというやつをしっかりと、そして取り扱っていくのがよいのかなというふうに思っております。

それから、もう一つ、施設の関係で、経済常任委員会の中で、当時、浅田さんが盛んに言うておりました。それで、運営委員長、これは海員会館をどうするのか。そして、今の市民センターをつくると。それで、つくるよりも、海員会館、労働会館をどうするかという運営委員会が、片方では朝里の問題、片方は町場の問題として運営委員会で議論されてきました。時間差はあります。

最終的に、老朽化しているし、また、海員会館の3階は消防法により使用できないといった面もあります。そこで、廃止をしてということ、そして、今の市民センターがあそこに建っておるわけです。最終場面では、海員会館の肩がわりというのをどのようにして考えていったらよいのか。そして、港湾部が窓口でありましたから、港湾計画との関係で、進捗を含めて港湾の中でひとつ考えていきましょう、これが運営委員会の最終場面での具体的な条

件、そういう面で終わっているはずですが。運営委員長は、北海道港運協会の当時の片寄専務理事ということであったと思います。何回も話を聞かされていました。浅田さんから、引き継ぎを含めて聞かされておりました。

とかく、市で管理していた施設は、今の温泉センターもそうですけれども、海員会館、労働会館、とりわけ海員会館に関しては、そういうことで廃止となつてつぶしていきました。当面の措置として、港湾福祉センターに海員の人が来たときには、泊まれるスペースの確保をして、そしていろいろなことから5万円の補助を出しました。当時、港運協会には25万円の助成ということがありまして、合わせて30万円と。しかし、この助成金に関して、中間で1割カットがあって、30万円の3万ですから今は27万円になっている。

それで、港湾福祉センターでそのものを賄っていきましようということであっても、何の話もなく、ただ一律でカットしている。そのときの気持ちも何もない。しかも、港湾計画で進めていっていても、海員会館をどうしていったらいいのか、中間、中間で何回か聞いてきましたけれども、何の話にもならない。小樽市のやることというのは、つぶすときとか何か言うときには、いろいろな面で話はするけれども、その後の手だてというのは非常にずさんではないのかなというふうに思っております。

海員会館は一体全体どうするのでしょうか、考え方をお聞かせください。

港湾部長

海員会館のお話は、私は、最近の話というのはよく承知していませんけれども、一つは、従来からそういった話がありまして、今お話のありました助成金につきましても、今言われるように、たしか1割カットでその予算を計上させていただいております。

今現在は、センターという中で利用しているわけですが、今お話のある中で出ました港湾計画の中での位置付けということで、その辺を具体的に、そういった運営協議会の中でそういう話もあった、そしてまた、港運協会の方からもそういった話が出ていたということについて、私は意識してございませんけれども、その辺はまた調べてみたいと思います。

いずれにしても、福祉センターの施設もそうですし、私どもが今入っているセンターもそうなのですが、相当に老朽化しているということもありまして、そういったことを今後は考えながら、新しい場所がどこにあるのかということもございしますが、その部分についてはまた本当に真剣に取り組んでいかなければならないな、こんなふうに思っています。答弁になっているかどうかわかりませんが、とりあえず、もう少し調べさせていただきます。

渡部委員

正直に言って、国会の附帯決議と同じで、いろいろもめて、もめて、深夜に付帯決議をする、それで国会で終わっていく、その後、何も手だてされない。ここは、やはり、市民が間近にいる小樽市でありますから、一つ一つのそういった経過に基づいて、きちっとめり張りをつけていていただきたいということを再度申し上げておきます。

部長、何でしたら、この次に浅田前議員を証人としてここへ来ていただいて、語っていただきたい。私が2回言ううち、やはり浅田さんは3回言っていましたので、運営委員としての責任なのですね。西脇委員も、実は温泉のときの運営委員ですから、いまだにきちっと責任を果たすということで気にされていますので、やっぱりしっかりと出た経過、経緯は受けとめていただきたいなというふうに思います。

融資制度について

それと、融資制度についてお聞きしたいと思います。

実は、予算特別委員会の経済所管で質問するよう手はずを整えておりましたけれども、私が一番最後で、時間が相当かかって、予算特別委員長が非常に疲れて、融資制度が大事か、予算特別委員長が大事かということ、僕はやっぱり予算特別委員長をとりまして、質疑をやめました。ですから、今日ちょっと話をさせていただきたいと思いません。

まず、ここ10年ぐらいで融資制度を大きく見直したというのは何年と何年なのですか。去年、例えば、「いきいき」をつけたとか、そういうのは別にして、融資制度そのものを見直したという年度は、ここ10年ぐらいの中で何年、何年なのか、お知らせください。

中小企業センター所長

例えば、平成3年には店舗買いかえの特別資金をつくったり、それから、平成8年には特別小口資金、また、平成10年、これはもう廃止しておりますけれども、年末・年度末対応特別資金、またはいきいき資金をつくったりとか、こういうような経緯がございます。

渡部委員

経済部に鈴木次長がおられるときに、今の融資制度で果たしてよいのだろうか、それで、多少見直しをかけてもらいました。前回の委員会で、私は融資制度の件でも見直しをする必要があるのではないかということをお話しして、検討してまいりたいと。それで、検討していくという割に、短期貸付の意見しかないのだろうかなど。それで、状況が非常に厳しいですね。今、融資のセンターの方では、貸し渋りというその以降、小樽の中小・零細などという表現をしてはいけないかもしれないけれども、中小・零細企業が自分のところを企業を維持していく、運転資金だとか、設備投資だとか、そういった面で、小樽市からの融資として借りる面、市中銀行から借りる面、しかし、いろいろ難しいからその他の方法、黄色い看板のところから借りるだとか、そういった面で調査したことはありますか、状況というのは。

中小企業センター所長

個別に調査したものはございません。

ただ、全体的には日銀の金融経済概況等がございますから、貸出しの状況は毎月のことはわかる。それからもう一つは、平成9年、10年あたりからは、金融機関の貸し渋りという問題があって、平成10年10月からだと思いますけれども、特別保証制度ができて、そちらの方の認定件数が今現在 600件を超えている状況です。したがって、経済の先行き不透明感という見地から見て、制度融資が徐々に減ってきているのは事実でございますけれども、そちらの方には、一部というか、かなりの部分が流れているというふうになるのかな、こういうふうに思います。

渡部委員

貸し渋り以降、経済の低迷等からなかなか立ち上がれない。それで、金融そのものはやっぱり問題を抱えているということから、中小がお金を借りるといのは大変なことなのです。それは、僕はよくわかってもらえると思う。

それで、一つ、先ほど話がありましたね。銀行なら銀行、信用協会なら信用保証協会とか、そういった面でということになれば、もう借りるといったら、担保があるか、ないかというような面でなければ、あるいは健全、そういうものがなければ借りられないという仕組みなのです。

だから、そういった中で、小樽市なら小樽市の融資制度というのはどういうふうに考えていくのか、この組み立てを僕はしっかりと考えていただきたいと思います。だから、前のときも、見直しなら見直しということで再度やってほしいという意味はそこにあるのです。

その結果、1件か2件という、新設なら新設でいいのです。だから、見直しというやつは、今の小樽の中小・零細企業の実態は、銀行が貸し付ける、あるいは借りる状況だとかというのは全体的に把握をして、その上で、今大事なのは何かということをしかりとそこで現実にとらえて、一つの制度としてつくり上げていくというのが大事ではないのか、そのことなのです。検討したことはありますか。

中小企業センター所長

担保が少なく借りられないとか、保証人の資力の問題で借りられないとか、これは、現実的に、我々は相談窓口をしていますから、そういう場合も当然あると思います。

ただ、融資というのは、約束の日までに借りたお金を返すということが前提になっておりますし、融資の原則と

いいですか、安全性の原則、収益性の原則、流通性の原則、成長性の原則だとかということで審査をするわけでございます。したがって、市がいろいろと制度を変えても、やはりこういう原則を守らなければならないところは当然あるのです。

それで、私は来てからまだ10カ月しかたってございませんけれども、その中でも、部長とも内部でいろいろな検討を重ねてきております。ただ、一長一短にというか、簡単にそういう原則を持ってやる時にはなかなか難しい問題がある、制度としての問題がある。もちろん、融資制度の廃止も含めて検討しているかと言われると、そこまではまだ及んでいない部分もありますけれども、できるだけ使えるというか、使いやすいというか、そういう方向に持っていこうとは思っております。

渡部委員

まとめは、あとにいたします。

借りたものは期限で、そして借りたものにプラスして払うというのは当たり前で、原則です。次でいくと、最終的にはこれが限度だと。何やる、かにやると言っても、今の状態が限度だということです、市の方としては。

ただ、それだけの議論だとか、いろいろな方法論というやつを真剣に論じ合い、また、具体化に向けた動きというものをとってきたのかどうか。だから、安全パイで話をしますと、いつの場合もやっぱり限度なのです、今から何かということで、もう少し借りやすい方法というやつは。

しかし、中小企業の活力だとか、市全体の活気といったものの中で、政策的にどうとらえているのかということを実際に考えていく必要があると思うのです。

それで、今、同じパターンで、一つの限度、そして、安全パイというそのもので抜け切れないで、今の状態で、お金はなかなか借りられない、お金を借りられないからどうするか、人にやめてもらう。一般的に言うリストラだとか、設備投資もできない。結果的に、5人いたのが3人になったり何だり、若者もそこでまたはじかれていく。当然、次のときには若い人を採用できない。そういうイタチごっこをずっと繰り返していく、先細り状態です。

それで、政策的に、小樽は若者が元気ない、若者定住のために、若者の施策のためには、今は若者に限って話をしていますけれども、そして、人口減少、これに歯どめをかけなければならない。小樽の企業も元気を出してどうこう。そういうもろもろの件を政策的にきちっと考えた制度であるべきだし、また、制度というものを活用していかなければならない、そのように思うのです。そうでなければ、問題解決にならぬのです、本質的には。

だから、融資制度そのものを、ただ単に、こうだからこうだ、ああだからこうだ、しかし限度がある、どうだというそれをどう乗り越えていくのか、そのことを政策的に絡めてしっかりと持っていかなければいけない。小樽市で議論しているというそのことからすると、当然、企業者側の集まりも、商工会議所だって何とかしなければならぬということと言うと思うのです。だから、小樽の融資制度というもののうち、商工会議所なら商工会議所も、小樽の地場企業を含めて活力を見い出すなら見い出すというそのものと合致しながら、例えば、商工会議所なら商工会議所を窓口にして融資制度を、そして借りやすいそういうものをつくり上げていくだとか、僕は、いろいろとあると思うのです。けれども、一つがんじがらめの融資制度でぼんとおりて、そして何です、かんですと、そして何か言うとこれが限度になります、そこに損失が生じてはなりませんと言うだけでは政策的でないし、これからの小樽というものの活力を見い出す上では不足しているのではないかと、そういうふうに思うのです。

だから、ひとつ、予算特別委員会でもやっぱり各会派から話がありました。それは単純な受けとめではなくて、政策的にしっかりと受けとめて、政策的に枠組みをしていく。そして、一つの小樽なら小樽の方向性というものを見出していき、そのことによって政策的に活力を生み出すことが大事であると思っておりますが、いかがですか。

経済部長

小樽のまちの活性化は、当然必要なことと思っております。雇用の場が無ければ若者が定着せず、人口も増えないとなれば、当然、活力として考えなければならないと思っております。それで、一つには、先ほど融資制度がございま

たので、その点から申し上げたいと思いますけれども、私が知る範囲では、やはり、今の金融の現状というのは、ビッグバンということも一つあるのでしょうかけれども、かなり厳しい状況にあるのかなというふうに思います。

一つは、ご指摘がありましたように、貸し渋りもありますでしょうし、また、一方においては、担保不足を理由に貸し余しという現実もあります。さらには、貸す相手方を選別するものもありますし、貸すに当たって選別融資といったようなものもありまして、金融機関というのは、本来的に金融事業の公的使命を果たすという免許制度の公的機関でもありながら、そういう部分があって、現実問題として、大企業、優良企業を除いた一般企業についての融資というのは、非常に窓口が狭められているという実態についてはよく承知しているつもりでございます。

そういう中で、市の制度融資がどういう役割を果たしたらいいのかということについてのご指摘かと思っておりますけれども、私たちも、正直に言って、金融についてはほとんど無知に等しい状態でございます。確かに、先ほどセンター所長が申しましたように、ご指摘を受けて以来、内部で、制度融資はどうあったらいいのかということについては一応の検討を進めてきております。

そういう中で、正直に言って、まだ方向性は見出せておりません。それは、我々行政側が日常的に接する中での範囲の検討にとどまっておりますので、それでは見出せないというのは私どもも実感としてあります。だから、これは斉藤（裕）委員の方から再三ご指摘されていますように、元北洋銀行の中松収入役がいらっしゃいますので、そういう方々を私たちの相談相手とさせていただきまして、制度融資がどういうふうになるのがよろしいのかということについて真剣に、年度が変わりましたら、私たち自身、限界を感じておりますので、そういう形で取り組んでいって、できるだけ活用しやすい融資制度の部分について考えていきたいなというふうに思います。

それともう一つ、やはり、まちの活力の問題ですけれども、融資のスタイルという部分が当然あるわけですが、何といても経営主体そのものが、今、どういう状況にあるのか。それは、営業の方針もそうですけれども、財務体質についてもそうだと思うのです。実際にどの程度の体力を持っているのかということについて、申しわけないのですが、すべての方々が知っていらっしゃるとは思っておりません。いろいろな機会で、毎月の中です。ですから、我々として地域振興を図っていくためには、そういう部分についていかに助言できるか、指導できるか、バックアップできるかということだと思います。

その一つとして、民間アドバイザー、いわゆるプロのアドバイザーを入れた中で、いろいろとご相談に乗りながら、経営の改善方針、計画といったようなものをつくれるように持っていくというのが、中長期的に小樽の産業なり企業なりの底上げをするといえますか、そういう意味では重要なことだと思っておりますので、そういうことについても今後十分に考えて、ご指摘にありますまちづくり、経済、活力のアップに向けて考えていきたいというふうに思っております。

渡部委員

議案第39号 権利の放棄について

あと1点、議案39号について報告がありました。報告どおり承知しております。

しかし、いつの時点からか、これも全く音さたなく、そして第39号が本議会で提案されました。とれる、とれないの問題を別にして、やはり、長年にわたっての経過事項については、中間で報告できるというような、そういう場面をとっていただきたい。

私自身も無知なところがありまして、建物から何から売却のときに終わったのかなという判断をしておりました。しかし、議案として出されましたら、5,000万円からの金額であると、実はびっくりしております。現状、これをどうするのかということは、提案がございましたように、やはり、この手だてしかないのかなというふうに思います。

しかし、中間で報告がなかったということについては、いささかなりとも不満に思っておりますので、今後、この種にかかわる面については、やはり中間でしっかり報告していくということを心がけていただきたい。いかがで

しょうか。

経済部長

確かに、太陽米菓の件につきまして、会派の皆さんにご説明した段階でも、渡部委員がおっしゃったように、これは既に終わった問題というふうに認識されている方が多かったというふうに思いまして、そういう面につきましては、これまでの間、少なくとも清算完了といいますが、それ以降、現在まで報告してきていなかったのは事実でありますので、この問題については、中間報告をしてこなかったことは大変申しわけなく思っております。

それも、これに限らないのですけれども、行政をいろいろ進めていく中で、事務資料については、十二分に議会にご説明をしていくという方向で考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。

委員長

公明党、秋山委員の質疑に移します。

秋山委員

運河の環境整備のためのアンケート調査について

先ほど、港湾の方から説明をいただきました中から、単独事業で150万円の予算がついております運河の環境整備のためのアンケート調査という調査ですけれども、どんな形の調査なのでしょう。

(港湾)工務課長

運河浄化対策の調査でございますけれども、これにつきましては、先ほどもご説明させていただきましたが、しゅんせつ覆砂事業、これを補助事業で採択していきたいということの事前の調査でございます。調査の内容としましては、小樽市民ないしは運河を訪れる観光客を相手に、運河に対する意識、それから投資効果等、そういうものを調査して、その結果を見て国の補助事業の採択基準に合うかどうか、そういうものを判断していく、そういうような調査でございます。

秋山委員

住民、小樽市民、そして観光客から運河の浄化に関するアンケートをとって、国の補助事業を引き出すための材料にするのだということで、何で観光客なのかという部分が不思議だったのですけれども、現実に運河の汚れというのはもうわかり切っていることなのですね。やはり、国からの予算を引き出すためのそういう手段というのは必要な過程なのですか。

(港湾)工務課長

今、運河浄化対策ということで、運河のしゅんせつなり、そういう事業をやるに当たりましては、国の補助事業制度がございまして、その中でその事業に対する費用対効果というものが求められております。その効果を判断する材料としまして、その施設を利用している人方の意見を聞いた中で、投資効果があるのかどうか、そういうものを判断していくということになってございます。

具体的な調査の内容につきましては、今、国の方とも詰めてございまして、その調査項目によりまして、どの項目は観光客に対しての調査をやるか、それから、市民に対してはどのような項目を調査するかという中身につきましては、今、国の方とも協議してございまして、まだはっきりした調査の内容等はできてございませんけれども、そういう調査の項目をもとに、一定の算式に基づきまして費用対効果を算定していく、そのための調査ということでございます。

秋山委員

小樽の今の観光地化されている場所よりも、会社名で言えばわかるかな、昭和製器とか、あの辺は本当に郷愁を呼ぶという素晴らしい区域だなということをすごく感じます。観光に見える方が、あそこまで足を伸ばして来るだけの魅力がある、運河をきれいにするというのは本当に大切なことですが、運河のヘドロをしゅんせつする

というのですか、これをやって、観光客が北運河まで来られるという部分につながっていくのかなという部分が、観光客のアンケートとの結びがすきっとこなかったという部分なのです。

(港湾)工務課長

これは、あくまでも運河にたまっている汚泥をしゅんせつする事業という事業採択の一つでありまして、例えば、現在、中央通付近にある浅草橋付近の運河、それから北防波堤、北端部の運河というふうに区分して分けているということではなくて、運河そのものに対してしゅんせつ事業をする、その効果を判断するものですので、例えば、北端部には観光客が来ていないけれども、どうなのだということではなくて、あくまでも運河そのもの、運河全体を考えておりまして、その部分で、訪れる観光客、比率的には市民のアンケートの方が10倍以上の比率で、調査の対象とする人数としましては多いのですけれども、一応そういうことで観光客の意見も聞くというような調査をするというような項目になっておりますので、そのような形で考えています。

秋山委員

シルバー人材センターについて

次に、シルバー人材センターのことについてお聞きしたいのですが、たまたまパンフレットを見ておりましたら、在宅の病人のお世話という部分がありまして、今、介護保険が始まってからは、在宅の病人のお世話というのとなじまないのではないかという感じでこのパンフレットを見たものですから、この辺に関してお尋ねいたします。

(経済)労政担当主幹

シルバー人材センターの家事援助サービスという問題ですけれども、これは平成10年から創設されまして、実際にこのパンフレットの中では老人、病人等のお世話というような形で書かれておりますが、実際のシルバー人材センターでやっていることというのは、留守番的なこととか、病院に行くときに一緒についていってあげるとか、そういうような形のものであります。現在、会員の方で登録されている方は130人ぐらいいらっしゃるのですけれども、介護保険が始まってからはほとんどそういう部分の利用がなくて、現在は二、三件の利用しかないということです。今後につきましては、これから需要が増えることも考えられるということで、シルバーの方では会員の方たちのレベルアップのために、来年度につきましては、実際に介護の部分ができる2級ヘルパーの資格が取れるような研修の方に持っていくというような方向では進めているようです。しかし、現在ここで行われている介護というものは、実際のヘルパーの資格がある方がやっている介護の部分とは違って、家事援助的なものということで聞いております。

秋山委員

ヘルパーの資格を取ってシルバー人材サービスセンターの事業とするとすると、また制度的にちょっと違ったのかなと感じたものですから、ただ病人のお世話、病院に行くときのお世話という部分のお手伝いということであれば、それはその事業としてそのまま今後も続けていかれることを望みます。これはこれで終わらせていただきます。

働く女性の支援と育児との両立について

もう1点、お聞きしますけれども、国の子育て支援策の一環として、働く女性の支援と育児との両立という観点から、今はいろいろな事業が進められております。

日本における女性の就業の状況をグラフにあらわすと、M字型になるのだということをよく聞きます。せっかく就職しても、結婚によってやめる。子育てが終わってからまた再就職をして、また定年のころに終わるという点がある。それに引きかえ、諸外国では台形型で、1回就職したら、制度が整っているがために、最後まで勤め終えることができるのだという形でよく紹介されております。

最近では、日本の状況はきり型になってきているのだというお話があります。なぜかという、高学歴の女性が増えてきた。また、経済的に自立できるという状況から、結婚を望まない女性が増えてきている。また、結婚をしても、子供を産まないことを選択する男女が増えてきているのだという状況の中で、少子高齢化という時代とともに

に、非常に心配されている現状になってきております。先ほども言いましたように、国としても、育児と仕事の両立を支援するために、支援制度に真剣に取り組むようになったのですが、現状としては、それを活用するという部分ではまだ厳しい状況にあるのではないかと思います。

時代の流れから見ても、女性が働き手として戦力になることが大変重要な位置を占めていくという部分からして、この制度を活用することは大変に必要なことだと思うのですが、まず、国として支援策を何点か出されていると思いますが、その支援策をまず教えてください。

(経済) 労政担当主幹

育児休業と介護休業に関する法律がこれからまた一部改正になるということで、2月に厚生労働省の方から出されました。それにつきましては、少子化が進行する中で、働きながら子供を産み育てる雇用環境をできるだけ整えようということで、その概要につきましては、育児休業等を理由にした不利益な扱いを禁止するという。それから、時間外労働時間の制限ということで、就学前の子供、または家族に介護者がいる方については、年間150時間と、それから1カ月24時間という制限を設けるということとか、それから、勤務時間の短縮の措置として、対象の子供の年齢を、今までは1歳未満だったのを3歳まで引き上げるとか、それから、子供の看護のための休暇を努力義務とするとか、転勤についての配慮、それから啓発の部分とか、いろいろ改正されてなるべくとりやすい状況になるということで聞いております。

これにつきましては、育児休業等を理由にした不利益な扱いの禁止とか、それから国による意識啓発等につきましては、今年の10月1日から、そのほかの部分については来年度からということで改正されるということになっています。

秋山委員

実は、過日、働くワーキングミセスと言われる方からの声として、自分は公務員なのですが、こういう制度を活用して休みました、そして、職場復帰したところ、戻る場所がなかったという切実な声がありました。私たちの立場として、「ああ、そうですか」というわけにはいかないものですから、一番、制度化、国でつくった制度を実現しやすい場所がまず公務員なのですから、居場所がなくなったとしても首になることはないから、頑張っただけの女性の代表として続けてがんばってほしいと激励をしたのですが、こういうせっかく国でつくった制度を活用しても、とりづらい雰囲気というのは、公務員という立場でもまだまだあるという現状なのかなという思いで話を聞いたのです。

今、小樽でこういう制度を一番活用されやすい職場というのは、小樽市における状況というのはどういう状況なのですか。

(経済) 労政担当主幹

職員課の方で職員数等をお聞きして、それから実際に育児休業の取得者についてお聞きした中では、現在2,257名の職員数のうち、女性が777名ということになります。既婚か、未婚かとか、そういうところはちょっととらえていないのですが、育児休業の取得状況といたしましては、平成10年で14人、11年で20人、12年度は今現在まで15人ということで育児休業がとられておりまして、現在はすべて女性ということになります。

介護の部分につきましては、たしか平成8年のときだったと思うのですが、若干とったということをお聞きしておりますが、最近はないということでございます。

秋山委員

今、市の職員の状況を教えていただきましたが、これは女性のための制度ではなくて、男女ともに育児に当たっていかうということで考えられた制度なのですが、やはり、活用するのは女性という部分で、PRという部分が必要ではないかと思います。

男性は、今のところ、介護休業に関しては活用している方はいらっしゃるというのが現実ですか。

(経済) 労政担当主幹

実際に、介護休暇という形でとられたということでは聞いておりません。

ただ、周りの状況を見ましても、有給休暇の中とか、そういった中でそれぞれ女性、男性にかかわらずお休みをいただいて介護をしているということは聞いておりますので、これらのきちとした制度がある中で、それをできるだけ利用していただける形で考えております。

秋山委員

あとは、役所のほかにこういう制度を活用しやすい職種というのはありませんか。

(経済) 労政担当主幹

小樽市内ですと、やはり、大企業的なところ、また、新聞等でも出ている中では、銀行とかは割とそういうところがあります。あとは、小樽市の職員にお聞きした中では、保育所関係とか看護婦の関係とかということで、また、教員、先生たちの部分では、そういう制度の活用がされているということでお聞きしております。

秋山委員

やはり、今後、この制度を大いにPRしていただきたいという部分と、女性だけが社会進出で肩身の狭い思いをしていくのではなくて、男女ともにこの制度を活用しながら、ともに歩んでいかれる時代をつくっていただきたいという思いをお話ししまして、終わらせていただきます。

委員長

市民クラブ、斉藤(裕)委員。

斉藤(裕)委員

制度融資について

経済部にお尋ねしますけれども、先ほど皆さんから質問があった制度融資の話です。

木谷部長の答弁を伺って、私は正直な言葉だなと思ったのです。というのは、やはり、行政マンとして、お役人としての生活の中で、実体の経済に触れるという場面というのは極めて少ないわけです。ましてや、実体経済の中でも、融資というのは個々の取引ですから千差万別なわけです。それで、実務の実態を常につかむことができるかということはおのずと限界があるとおっしゃった言葉に、私はそうだなと思いました。今までの部長は余りそんなことを言いませんでした。何だか知らないけれども、昨日読んできたとらの巻のとおり、だっとならべられるのだけれども、新鮮な感じがしました。

それで、中松収入役の話もされましたけれども、中松収入役は、やはり事例が非常に多いですから、これは、男は黙っておかないで、指導をしてあげた方がいいと思います。

それで、制度融資の限界という理論だと思うのです。つまり、どこまで行政が踏み込むか。これは、せんだって審査していただきましたけれども、銀行と市とがお互いに全くノーリスク、危険を全く背負わないでいいものをつくらうということにはならないのです、現実問題としては。それでは、そういうものは、非常に辛らつな言葉かもしれないけれども、表紙をかえるだけの制度融資であって、それは実効性を伴わない、これは目に見えているのです。そこで、所長も含めて、いろいろ内部検討をされているのだと思うのです。

先ほど、所長の答弁の中で、例えば、流通性の確保であるとか、透明性の確保であるとか、保全性の何とかとか、銀行融資の、銀行員の実務のやつですよ。私も持っていますけれども、あれを読まれたセンター所長というのは、ある意味では感動しましたよ。普通は読まない。ましてや、答弁の中でそんなことを言った人は今まで初めてですね。

それで、確かに、それでは今どうやってリスク分担を、具体的に何をやるかということ、協調倍率ぐらいしかないのかなと思います。例えば、どうしても、融資というのは個々の取引であるから、具体の例に口を出

せないわけですが、制度融資をつくったところで。ある人が申し込みに来て、これがいいか、悪いかなどということは、制度融資をつくった方は、器だけをつくっているわけですから、その具体の事例、中身に踏み込んだ話などは金融機関にできるわけがないのです、市の立場で。お願いしますならできますよ。決定までは至らないわけですが。それでは、金融機関の方の、融資をしようと、顧客に対して融資をしようという気持ちを刺激してあげなければならぬわけですが。これが政策的な誘導というわけなのですから、これはなかなか難しい。国や何かだとできるけれども、市町村では、手だてというのはまず幾つかしかないわけですが。

そこで、金融機関に対して、小樽市が直接イニシアチブをとって何か行為ができるものか、比較的簡単にという意味で、簡単に行うことができるものというのは、一つは協調倍率だろうと思うのです。

ですから、例えば、皆さんの頭の中には、協調倍率は限りなく1には近づきけれども、1を割るという考えはないでしょう。ないはずなのです。みんな1以上のはずなのです。けれども、例えば、仮にですよ、極端な例として、協調倍率が0.5の制度融資をつくったということになると、貸出金融機関の方は、例えば、100万円貸したら200万円入るということなのです。それで、預金残高が増える。これは、預金残高とか、貸出残高だとか、預託率だとか、自己資本比率だとか、やかましいことを言われている金融機関にとっては魅力があるだろうと私は思うのです。0.5がいいか、悪いか。

その次に条件をつける。例えば、この制度融資は協調倍率何と0.5ですよ。しかし、条件があります。内部保証です。つまり、身内保証です。外部の保証人ではなくて、父さんと母さん、社長と専務、そういうような形の内部保証でいいですよ、無担保ですよというような制度融資や何かをつくったら、これは結構足が早い、要するに利用率の高い制度融資になるのではないかと思います。

そこで、これは一例を挙げましたけれども、協調倍率や何かも見直すというか、協調倍率を一つのセールスポイントとした、要素とした制度融資だとして今後考えて、自由な発想として考えていけるのではないかと思いますけれども、突然言ったから判断がつかないと思いますが、どうですか。

中小企業センター所長

協調倍率は、預託倍率と同じふうになるのかと思いますけれども、金融機関と、その預託倍率についてはいろいろとやります。当然のことです。私どもも預託倍率というか、預託金が多くなればなるほど、財政的には一時借入れに来てまたそっちへ返すということで、財政的には不利なのですけれども、私どもはできるだけ、ある程度、金融機関にメリットがないと、さっきも言いましたが、ある程度メリットがないと、また貸出しにメリットがなくなるわけですから、そういうことについても検討しておりますし、今回の春に預託する予定のものについては、道の実行履歴書にも、若干ですが、銀行に有利になるように倍率を若干変えております。

今後とも、先ほど部長から新年度に入ってからすぐ検討するという言葉もありましたので、そういうことも含めて融資制度のあり方といった部分も検討させていただきたいと思います。

斉藤（裕）委員

それは、一つの提言として先ほど申し上げました。そういうような形で、貸出金融機関にも商いをさせてあげるというようなメリットがなければ、なかなか、特に小口の貸付けなどというのは支店長決済でいける場合があるわけですが。そうしたら、こういうところにそんな預託倍率が低い、協調倍率が低いものが発生すれば、それは各店舗の預金率がぼんと上がるのです。これは、やってみるか、私が支店長だったらそう思います。そんなことも検討していただきたいと思います。

それと、客観性ですが、融資は個々の取引であるから、逆に客観性を持たせなければならないです。一度申し込みをしてしまったら、そこから先は全く立ち入れないのです、個々の話ですから。だから、その辺の指導体制というものをどこまでやられているのか常日ごろ疑問があるのです。というのは、入口から相談を受けて、金融機関につながりますよ、そこで手放して終わると、その後追いというのはしていますか。その後どうなっているのか。

中小企業センター所長

制度融資の中で、銀行に行っているのは、直接そこで終わってしまうのもありますし、私どもに相談に来て行くものもあるし、うちがあっせん紹介でやる融資もございます。それで、うちの方に相談しに来て、銀行に同行して、一緒に説明を聞いたり、お願いをしたりする例もございますし、あっせん書だけ金融機関に渡る場合もあります。

ただ、その後がどうなったかというお話は、一つには、金融機関から融資状況が3カ月に一遍ずつ必ず送られてきます。どういう状況になったのか、借り手がだれだったのかということは情報としてはわかっていますので、調査というか、そういう作業は常日ごろ行っております。

斉藤（裕）委員

それは、だめだったのもわかるのですか。

中小企業センター所長

私どもがあっせん書を書いたり、相談に来た場合の部分についてはわかります。

斉藤（裕）委員

それでは、センターの指導の中で、保証協会とどうしても取組をしなければならない場面が出てくると思いますけれども、保証協会のあっせん保証というのを勧められたことはありますでしょうか。保証協会の事業というのは、実は二つに分かれていまして、金融機関から来る経由保証というのがあります。金融機関、銀行経由の保証協会と、保証協会取組の銀行と。

中小企業センター所長

利用者というか、借り手方が直接金融機関へ行かないで、直接、保証協会にお願いに行つて、そして私どもと相談しながら銀行を紹介するなり、または、直接、保証協会が銀行を紹介してやるという事例はございます。

斉藤（裕）委員

それはどのくらいあるのですか。

中小企業センター所長

数字についてはちょっとはつきり覚えていないので、何件あったかというのは承知してございません。

斉藤（裕）委員

保証協会のあっせんというのは、受けている人は余り多くないだろうと思うのです。というのは、まず、取引金融機関へ持っていったら基本的に保証協会にいやがられますから。だから、特に小規模・零細の人たちについては、窓口金融機関を探すのが緩くないわけです。これは保証協会の業務の2本柱のうちの一つですから、これは大いに利用すべきだと思うのです。いらないかもしれないけれども、そこは経済部があっせん保証をしてくれというふうに手を引いてやればよいなと思っております。それも今後進めていっていただきたい、こう思います。

制度融資の中で、北海道は多いのですよ。制度融資のメニューが非常に多い地域の一つですね。横浜も多いですけれども、横浜も保証協会が三つぐらいありますから、非常にメニュー的に多い。

しかし、これは、基本的な考え方は役所がどう考えるかの問題なのです。例えば、九州、福岡県あたりの市町村というのは、自分のところの制度融資は3本ぐらいしか持っていないのです。運転資金と設備資金と何とかと三つぐらいしか持っていないのです。それは何ですかと聞きましたら、どっちにしたって保証協会づきなことから、県の制度融資で拾ってもらって、それからこぼれたやつを市で拾うという考え方なのです。制度融資では、それほど保証協会との関係というのは深いということなのです。だから、これまでの答弁にありましたように、保証協会は要らないのではないかみたいな話になると、それは我々としてもいただけないわけです。実務としてですね。

ただ、小樽市として、保証協会に指図をするとか、これは、保証行為をしてくれとかと言う権限も何もないわけだから、板挟みになっている立場はわかるけれども、やはり保証協会づきになるという前提で物事を考えたときに、どのぐらい制度融資は効力があるのかということを考えていただきたいと思っております。

これは、答弁は要りません。

湯鹿里荘の件について

次に、湯鹿里荘の話なのですけれども、先ほど来、各委員からも質問がありましたけれども、私はちょっとおかしいのではないかと思います。公募式と言っているけれども、皆さんの言っていることは、今数件の引き合いが来ていますと。それで、公募をして、ふたを開いたらだれも参加してこないと言ったら困るから、それぞれ個々に詰めますよと。ある程度詰めてますよと。これは公募とは言わないのです。それは逆に不公平になる。それはだめですよ。

もし、それで公募をやるとするならば、いいですか、これは最初に言っておきますよ。後から、やってトラブって、私が指摘しているなどということはやりたくないから、先に言っておきますよ。

公募するのであれば、当てがないのに、それこそ起案あげて公募をやるなどということは、皆さんの感覚としてはできないというのもわかる。けれども、感触を確かめている情報収集というくらいだったらいいのですけれども、余り深くやってしまいますと、そこありきの話になるのです。公募をして、ふたを開いて、それでは1カ月後に入札ですなどと言われたところで、ああいう施設を引き受けるときには、最低、事業計画の資金づけ、これから考えると3カ月ぐらいかかります。だから、公募するのであれば、公募の条件をびしっと決めて、そして、少なくとも3カ月以上の期間を置いてあげなければ、よくお役所の用地の払下げや何かで、ふたをあけてみたら1社などということとはざらにあります。これは、事前に情報を持っていたか、持っていなかったかの話になってしまう。

特に注目をされている施設であるから、始末はきちっとしなければならぬわけですね。松川次長も2打席連続空振りするわけにはいかないものね。だから慎重になっていると思うのだけれども、それで次は何とかしようと思って、公募の答弁があったから、それは誤解を生みますよということを今ここで申し上げたいと思います。

今、抱いている、イメージしている、公募のイメージというのはどうですか。例えば、金額とか。この前提示した金額とか、がちりした条件をつけるのか、いろいろイメージしているものはあると思うのですけれども、その辺を説明してもらえますか。

経済部次長

今ご指摘がございましたけれども、これにつきましては、今ここではコメントいたしませんで、今後の考えにつきましては、斉藤（裕）委員の方からお話がございましたということをおもきちんと受けとめますので、ここで公募云々という話はしません。

今のお話の中で、条件的なものでどんなことを考えているのかという部分ですが、これはまだ正式な市の決定ではございませんけれども、私なりに考えておりますのは、基本的に、金額的には去年の6月に議会の方に議案としてお出しした数字がございます。ああいったものが一つの考え方の目安といたしますが、それイコールという部分ではございませんが、そこまで固執していませんけれども、一つのものになるのかなと思っております。

それともう一つは、先ほどもお話しいたしましたけれども、やはり、朝里川温泉地区ということになりますと、当然、ホテル的なもの、旅館的なものというものが一つ想定できるのかなと。そして、その中に、今現在、湯鹿里荘で日帰り入浴をやっておりますので、そういったものをその費用の中に当然組み入れていただいて、できるだけ現在の料金と同じような形で進めてもらえるところがあればなど、こういうふうを考えているのが、現状、私が頭の中で描いている部分でございます。

斉藤（裕）委員

言うことは簡単ですけれども、すごく難しいと思うのです。それを、頼みますよというのはいいです。わかりましたというのもいいです。念書の1枚ぐらいは書けるかもしれない。けれども、契約行為でそういうのはできますか。かなりがちがちな話になってしまいますよ。それだったら、やる人というのは限定されてくると思うのです。例えば、自分の店舗が近くにあるとか、小樽市に店舗があって、常日ごろ皆さんとコンタクトをとれる、顔見知り

とか、そういうような話でなかったら、ほかのところで投資をするかといったら、しないと思うのです、がちがちな話をする。だから、そういうことも心配されるのです。

それと、皆さん、売却、売却と言っているけれども、私は、頭のいい人が考えれば、売却だけが方法ではないのではないかと。現況の施設で、追い銭を経済部で出すわけにいかないから、これ以上ね。だから、現況渡して、内装を増改築してもいいよということで、リースバックしたらどうなのですか。そうしたら、皆さんの意向はかなり聞くのではないですか。その辺を検討されたことはありますか。

経済部次長

お話がございました、今の条件的な面でがんじがらめにできるのかという一つのご意見、これは、先日の予算委員会でも斉藤（裕）委員の方からちょっとお話がございまして、私も、そういった部分につきましてまだちょっと詰めが甘いのかなという感じもありましたので、その辺をちょっと整理したいと考えております。

それから、後段の部分ですけれども、今お話ししましたように、これを公募するという場合には、土地、建物について、今私がお話ししたのは、先ほども言いましたように、日帰り入浴施設の中では採算が難しいかなということでそういうものを想定しているということでございまして、基本的に公募する場合には、現況の土地、建物を買いませんかということで出しますので、そういった中で、今、市の方で持出しということは難しいですけれども、逆に買う方が今の施設を利用するという形の手の挙げ方もあり得るのかなとは思っております。

斉藤（裕）委員

提案して終わりたいと思いますけれども、一つは、管財人がいますでしょう、破産したときの管財人。そういう手法もいいと思います。というのは、皆さんがワンクッション、ツークッション、あれしたら、間違っただけでは済まないでしょう。不慣れでしょう、はっきり言って、こういうことは初めてのことでしょう。だから、破産管財人の任意整理の手法や何かを研究された方がいいと思います。そうしたら、高いところに売れるし、そして、法的にもすっきりする。それでないと、逆に変な入札制度みたいなものをつくってしまって、規則みたいなものをつくってしまって、さあ、やるかといったら全然だめだったなんていう話にもなったりする。最初から決まっていたのではないかみたいな話になってしまったりしたら、私たちも、後から何だったのだろうと言わざるを得なくなるから、その辺はできるだけオープンにしてやっていていただきたいと要望します。

委員長

市民クラブの質疑を終結し、自民党、大竹委員。

大竹委員

湯鹿里荘について

今ちょっと湯鹿里荘の話が出ておりましたので、その続きの中で聞きたいという感じがいたします。

3月で廃止ということになるのでしょうかけれども、今、経済部で、湯鹿里荘について、市民がどのように、そしてどのような位置づけとなっているという認識をお持ちでしょうか。その辺からちょっと聞きたいと思います。

（経済）観光振興担当主幹

実際に、湯鹿里荘の入館者についてのアンケート調査は、以前にしておいたわけですがけれども、最近になってしたことはございません。ただ、湯鹿里荘を運営する中央バスの方に聞きますと、高齢者の方が多く集まってきています。バスの終点であるということもあるし、気軽に食事を持ち込んで、一日、同じ町内の人とおしゃべりをして帰る、今はそういう状況の使われ方をしているというようなことを聞いております。

大竹委員

そうしますと、今、小樽市ということで考えまして、高齢者率が非常に高いということを考えますと、今は高齢者が非常に利用していて、この施設がなくなる、年間3万人以上のそれがなくなるということでありますと、今は

高齢化対策とかいろいろ考えている中で、ちょっと逆行する部分にもなってくるのかなという思いはするのですが、どれも、どんなものでしょうか。

(経済)観光振興担当主幹

湯鹿里荘は、最初は保養施設ということでスタートしたと思います。現状は高齢者の方が結構来ております。この前、要望に来られた7名の方も、どちらかという、経済ということでなくて、福祉の面で残していただきたいと。自分たちも、日帰りがあると、そこに集まると、そういう話の要望がほとんどであります。

ただ、やはり、現在は中央バスの方をお願いしてございますので、実際、平成4年には5万8,000人いたのが、平成11年には3万6,000人まで減っている、現在もまだ減っているという状況がございますので、位置付けから申しますと、高齢者の保養施設という位置付けでは、経済部としては、なかなか難しいのではないかとこのように思います。

大竹委員

一つ、商業ベースで考えるとそういうことになると思います。

でも、全体的に考えますと、高齢者の問題も含めて、公的なものが、そういうものに対していろいろな方面からプラスにしていく、そういうことがどうしても必要になるとすると、採算ベースだけの話ではできないと思います。例えば、病院で、サロンの通っていた人が温泉へ行きましたと。それで、71歳を超えて敬老バスもいただきながら、かつまた、その温泉施設に入って、割引きも受けていくとすると、薬のむだ遣いの抑止にもつながる部分だとしてとすると、そのメリットも全体で考えなければならぬと思うのです、それを税で負担している部分もありますから。そういうような観点の中で、大きく考えていかなければならぬということもあるのではないかとこのように思っているわけです。

そんなようなことで、できれば、これが長く続いて、ずっと継続していただきたいというのが、今日、いろいろな委員が話している中で出てきているところだと思いますので、そういう市民要望が高い部分について、やはりそれに答えていくというのが行政の仕事であろうと思いますので、なかなか難しいにしても、もう少し考える余地があったのではないかとこのように私の考えなのですけれども、いかがなものでしょうか。

(経済)観光振興担当主幹

実際に、委員からお話ございましたけれども、先ほどから申しているように、公募ということを一に考えて今お話を進めておりますが、実際には各委員とのこういう議論を踏まえた中で、全庁的な会議を持ちまして、当然、普通財産の売買ということもありますので、内部でそういう施設に使えるかというような照会も出さなければなりませんので、その中で関係部長会議を開きながら意見を集約して、早いうちに結論を出したいなというふうに考えてございます。

大竹委員

さきにご答弁していただいた中で、今議会の審議を経て、それを参考にしながら検討していくということを最初に答弁されたと思うのです。そういうことから考えますと、今のいろいろな中で、例えばこういう経済委員会の中でもって全委員が、そうでないと言って、あるいは、本会議の中でもそんなことになったとしますと、今、経済部が考えていることは全部崩れるということになるとは限りませんね。執行するのはそれぞれの機関の中でありませぬけれども、市民意識としてそういうものを持っているのだということは大事にしなければならないということだけは、これは議会と行政の間柄だと思いますからね。そういうような中で、今回、この問題につきましては、その後の検討に向けて、各党派の中から出てきているということ十分に踏まえた中で、ほかの面にも活用するということも含めて検討していただきたいと思いますが、その面でどうですか。

経済部長

先ほど来、いろいろな形での湯鹿里荘の利用の仕方について、それぞれの角度からご提言ということがございま

すので、先ほど主幹の方から、この議会終了後に関係部長会議を開いて、その場の中で、それぞれのご提言があったこともそれなりに示しながら、その上で行政として何がいいのかということをはっきり詰めて、その上で検討したいと思っております。

大竹委員

議案第39号 権利の放棄について

それでは、質問を変えます。

今回付託されている案件で、第39号の権利の放棄について、これは太陽米菓の部分です。先ほどいろいろ聞いたのですけれども、年度的にちょっとわからないといいますが、今話をしていた中で何かがありますので、ちょっと教えてください。

まず、太陽米菓が倒産したというか、解散したというか、これがいつになりますか。

商工課長

協業組合太陽米菓でありますけれども、組合の解散につきましては、平成3年5月に解散し、その後、清算事務ということでございます。

大竹委員

今回の5,124万6,564円、これにつきましては、市が太陽米菓に向けて融資したということなのですね。それで、それ以前の中で、小樽市と金融を含めた組合との関係はどういうふうになっておりましたか。

商工課長

組合と小樽市の関係ですけれども、昭和49年にこの協業組合ができて、間もなく、51年ごろから資金繰りが悪化したというふうに聞いております。その後、当時の状況の中で、市議会の中で、3行でしたけれども、金融関係から太陽米菓がお金を借りていた部分の損失の保証を市がしたと。残念ながら、それらの支払いが滞る中で、59年に金融機関から支払いの請求がされましたので、市は、その時期、金融機関に直接返さないで、太陽米菓の方に緊急の融資をし、太陽米菓はその金額をもって金融機関に返済したと。ですから、その時点から、先ほど申し上げましたけれども、7回ですから、ほぼ7年間、その金額と同額を貸し付けながら平成2年度まで進めてきたという経過です。

大竹委員

そうしましたら、結果的に、59年4月に、それぞれの金融機関から、市としては保証があるのだから支払っていただきたいという金額が5,124万円何がしという金額であったと解釈していいのですね。

商工課長

そのときのお金はもう少し大きくて、3行から請求がありました金額は、5,315万9千幾らとなります。ただ、利息の分がありまして、一時期、配当金がありましたので、今の金額はそれを除いた金額です。

大竹委員

そうしますと、いずれにしても市が保証しているということを考えますと、今の時期になって確かに債権放棄すると言っても、これは、逆に市が出してあげなければならないという部分で考えますと、これはその時期がずれただけの話で、結果的には同じだったのかな、金額は多少違ったにしても、そうだったのかなというふうに理解したいと思います。多少の金額は違うかもしれないけれども、そういう理解を示したいと思いますが、いかがですか。

商工課長

金額の面では、確かにおっしゃる部分がありますが、そういう解釈もあるのかなと思います。

ただ、保証人がついていたものですから、そのまま保証人の方々とのお話し合いとか整理ということが今回できましたので、こういった形で議案として出させていただいたわけでございます。

大竹委員

陳情第55号について

質問を変えます。

陳情第55号についてのことですけれども、この点につきまして、これは11年、12年の時限立法ですね。13年度までですか。そういう中で、これにつきまして、道の方で出ております緊急地域雇用特別交付金というものと、緊急地域雇用促進奨励金というのがあるのですけれども、この辺の関係をちょっと教えてくれませんか。

(経済) 労政担当主幹

緊急地域雇用特別交付金というのは、国の方から各都道府県の方に雇用の状態を上げるために、今、委員がおっしゃられたように、11年度から13年度までの3年間の事業としてやるものに対して交付されるものです。それは、市町村の方の事業に対して道から来るものです。

もう一つの奨励金につきましては、道の方が独自で、交付金事業と同じように、各団体、市町村が行う事業と同じように、実際にこの事業を使って雇用した方に対して、これは6カ月という限定つきで雇用されるものですから、それを継続して雇用した方については、道の方でまた奨励金を出すという制度でございます。

大竹委員

その奨励金につきましては、期間的にはどうなっておりますか。何年までそれはできるということになりますか。13年で終わりですか。

(経済) 労政担当主幹

ちょっと今、押さえていなくて申しわけありません。

恐らく、実際に13年度までに雇用された方が、再度、続けてということなので、14年度までは続くと思われれます。

大竹委員

今聞きたかったのは、その先までいくのであれば、その制度でなくて、道の奨励金という形の中でつないでいくと非常に助かるわけです、失業者にとりまして。そういうことが続くのであればなおいいなという思いで今聞いたのです。

いずれにしても、小樽市自体が、金額的なことも含め、人数も含めて、特別交付金によってどのような恩恵をいただいていたのかという経緯がちょっとわかりましたら、お知らせ願いたいと思います。

(経済) 労政担当主幹

11年、12年、13年度の3年間で1億7,146万4,000円という金額が交付される予定であります。予定というのは、13年度につきましては、実際に清算されてからでなければ金額が決まりませんので。実際の雇用人数につきましては、延べの人数で言いますと1万6千百80数名という形で雇用されたということで、事業につきましては、11年度が3事業、12年度が18事業、13年度につきましては12事業を行うことが予定されております。

大竹委員

本当に大変な時代ですから、こういうことをもう少し続けていただければうれしいなという思いを持っております。

日銀問題について

質問を変えてまいります。

日銀問題をちょっと伺いたいと思います。

これで3回の懇談会が終わりましたが、全体会議という形の中で、非常に多くの人数の方が見られているいろいろな意見が出てきました。結局、いろいろな面でまた詰めていかなければならないという大きな問題が残っていると思うのですけれども、これからのその取組について、私などは少し人数を絞った中で、ワーキング的なものの中で物事をやっていって、それをまた全体会に諮るといような、そういう形にしていけないと、なかなか先に進んでいけないのかな、なかなか見えてこない部分が出てくるのかなと思うのです。

その辺についての感想としてはどうなのでしょうが、経済部としてとらえて、今回の日銀問題について、この先に向けてのご感想といたしますか、思いといたしますか、それらのことをお聞きしたいのです。

経済部次長

議会の皆様のご協力をいただきまして、昨年12月から3回にわたりまして、短い期間の間に3回にわたって日銀の方との懇談会という形でやらさせていただいております。

私どもが率直に申し上げまして、この3回を通じまして、当初と2回目につきましては、非常に日銀側と地元側の対立というような形での、距離がある部分でした。3回目につきましては、存続という地元の意向というのは変わらないという形の中で、ただ、出席者の中から、もう一步、今までは日銀と地元の意見が平行線をたどるというような形の中で、一部の方から新たな考え方も出てきたということは事実だと思えます。それを日銀の方で持ち帰ってという形で、存続の部分についても含めまして、全部を含めて持ち帰ってといったものですから、私も、余り遠くない時期に、日銀からの一つの動きというもの、何かが出てくるのかなと思っております。

ただ、今回、3カ月過ぎまして、出席者の皆さんの中から出てましたように、この40何人を集めるやり方がどうなのかという意見もございましたので、その点につきましても、市長、議長、会頭という形の中でお三方が中心になってこの辺を整理してございますけれども、今後、次回の会議といたしますか、そういった日銀の動きなんかを見ながら、そういった方向性というものがこの3者の中で語り合われたり、また、日銀の方で打ち合わせをされるというようなことも当然考えられるのかなと、経済部としてはそんな認識を持っております。

大竹委員

早急に解決してもという意見は出ていましたし、そうかといって、ただずっとただらというわけにもいかないでしょうから、その辺のタイミングも、タイプとして、ある面ではあるのだということはないのかもしれませんが、事前に打ち合わせをしながら組み立てていただければなと思っておりますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

小樽港の観光面での取組について

それから、観光のことについて以前から言っている部分がありますので、ちょっと触れたいと思います。

この間、我が党の本会議の質問の中でも出てましたけれども、港湾について、観光ということを入れた、商業と観光を入れた港という話が出ていたと思うのです。小樽市全体、皆さんもご存じのとおり、観光という形の中で非常に注目されている、これは内外に注目されている現状であろうと思います。そのような中で、もっと小樽というものが、観光というものは、最初は、観光だけで生きられるか、飯を食えるかという話もございました。

しかし、現実の問題でこのようになってきますと、やはり、すそ野が広がったという認識が随分出たと思うのです。ですから、これからもっともっと広めていかなければならない。それと、リピーターを考えるとしますと、次から次と手を打っていかなければあきられてしまう。いろいろなニーズをとらえてそれを展開していかなければ、政策としていかなければ、いつまでも続くものではない。残念ながら、小樽市自体が城下町という形のものでないものですから、そうしますと、これから先でもって国民の生活ニーズがいろいろ変化する中で、観光というものの経済効果、あるいは、そのすそ野を広げていくときには、大きなインパクトを与える一つの政策だと思えます。そういうような面で、観光都市も含め、観光港湾ということも含めて、その辺の取組をしていただければなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(経済)観光振興担当主幹

代表質問にあった商工港湾都市ということだと思います。

大竹委員が言うとおり、観光は、心の豊かさとか、余暇とかレジャーだとか、当然、受皿となっている大きな代表的な産業であることも事実です。この波及効果も、当然、すそ野が広がって、観光港という分類はとることはできませんけれども、いろいろな分野に影響を及ぼし、経済効果があるという部分も十分認識しています。

それで、当然、今、商工港湾都市というふうな格好での小樽市でありますけれども、代表質問にお答えしたとおり、その中に商工港湾観光都市ということの位置づけをしながら、これからPRに努めていきたいという格好でお答えさせていただいたということでございます。

大竹委員

そういうことで、港湾部の方と関連してくる部分なのですが、以前は経済の方にありました企業誘致が、これはポートセールスもあるのでありますが、港湾の中で大事な部分という形の中で、ちょっとシフトした部分がありましたね、室長。そういうような面も考えますと、経済という中で、経済活動と港湾というのは切っても切れないものだというような認識がされて、そういう組織的な、構造的なものに変えられたような気がしますので、港湾部として、その辺は、前4定でも聞いたのですが、その後、どのように考えて取り組んでいこうとしているかについてちょっとお聞きしたいのです。

港湾振興室長

今、委員からも、過去、経済部でやっていた部分、これは確かに、貿易促進といいますか、対岸貿易、この部分を港湾部で持ってきて一本化してやっているわけです。小樽が、今、観光を目玉にいろいろとまちづくりを図っている。港湾振興に当たっても、やはりそういった観点での港づくり、これは全国でなされてきました。特に、やはり、外航客船といいますか、これは外航に限らず、国内の観光船誘致、これも津々浦々の港でやられています。言ってみれば、豪華客船が港に入れば、港に花が開いたように非常に豪華ですし、イメージが非常に増すというようなことがあります。

ただ、これは数字のマジックなのではありますが、委員もご承知のとおり、これを統計上で見ますと、外航客船は小樽は全国で2番目に入っている。これは、沖縄の中城湾、あそこには東南アジアも含めて世界の立派な船が入ってきて、文字どおり、外航客船で港を振興しているということなのですが、小樽はそれに次いで2番目と。これは数字上のトリックといいますか、数字はそうなのではありますが、これは、ロシア貨客船が統計上に入りますので、全国で2番目なのです。

そんなことで、主要港湾も、港の振興にはいろいろな要素がありますが、やはりそういう点というのは港湾振興として大事な視点になってくるだろう、こう思っております。

大竹委員

今のお話を聞いて、2番目だとしますと、ちょっと内容的には違うといえども、逆に、国の直轄とか何かの予算を引っ張るにしても、その数字がやはり物を言うわけです。そうした中でやるとするならば、今ここに来てくれている全国2番目というのを逆手にとりまして、予算要求を上げていくこともできるのではないかと思います。そういうことで頑張ってください、小樽港の新しい道筋をまたつけていただくということもすごく大事なことでないか、その辺も、ひとつ観光の中で、陸も海もという形の中で考えていければと思うのですが、部長はどうですか。

港湾部長

今お話の中で観光港湾ということも出ましたけれども、確かに、そういった話がございまして、4定でもちょっとお話ししたのですが、あくまでも商業港ですよ。かといって、観光港湾としての機能の充実という言葉が出たのですけれども、私どもとしては、従来から観光船に入ってきていただいておりますし、また、新しい展開としては、そういったポートセールスの中でも、企業を回って、フェリー、旅行代理店、そういったところを回りながら、客船の入港をお願いしているという実績もあるわけです。特に、今回、新日本海フェリーさんにもお伺いいたしまして話を聞いたのですが、従来から新日本海フェリーさんでは、本州の方で、子会社ですが、グループを組みながら観光事業に手を入れているということもございまして、ぜひ北海道にもというお話をしましたところ、私どもが行ったのは新日本海フェリーなのではありますが、子会社なのですが、旅行代理店を含めて、ぜひそういった

ことの企画をしてみたいというお話もされています。小樽での代理店は郵海さんがやっていたので、そういったところにも積極的に、そういったクルーズを含めた観光客船の誘致について、これから業界の方々といろいろ話をしながら図っていききたいな、そんなふうに思っております。

大竹委員

今の港湾における観光というのは、観光船が入るだけでなく、ウォーターフロントでの観光ということも含まれてくると思いますので、その辺に向けて、小樽がそういう形でもってにぎわっていただく、そしてまた、よそと違った中でもって、小樽は観光港ということで全国的あるいは世界的に発信していく、いける、そういうような形でもってこれからも進んでいただければな、こういうふうに思います。

対岸貿易の促進について

そういう中で直接関係することになるのですが、日本は島国でございますので、いろいろな物資の貨物の98%ぐらいは船を頼りに入ってくるという現状ですね。そういうことを考えますと、環日本海、要するに対岸貿易と。今のロシアとの関係は結構やられているといたしますか、つながっているという感じなのですが、トマリ港も含めた極東ロシア、それと、トマリ港を含めたあの辺の対岸貿易ということも考えて、それも入れながらポートセールスをして、相手側から出てくるものが何であるのか、うちから何が出ていけるのか、そして何をもらいたいと思っているのか、そういうことも含めて非常に大事な拠点であろうと思うのです。

あそこにしますと、あれからシベリア鉄道がヨーロッパへ向けて伸びているわけです。それで、秋田港とポシエト港はコンテナでもって結ばれておりまして、月3回ぐらい出ております。これにつきましては、ポシエト港自体が、ロシアの方から、去年の10月にシベリア鉄道と直結するという形の中で許可をいただいていたという現実がありますから、そういうことも含めて、対岸貿易といたしますか、すぐそばの対岸の貿易に向けて、考えているだろうと思うのですが、その辺について、将来の見通しも含めてどうお思いになっているか、お聞かせ願いたいと思います。

港湾振興室長

今、秋田とポシエトの関係は、その意味では環日本海の経済圏といたしますか、ご案内のとおり、今、環日本海は日本、中国、北朝鮮、韓国、ロシアと5カ国で、ある意味、中国といたしましても、東北3省といたしますか、遼寧、吉林、黒竜江省という部分で、ロシアなり中国では端っこの方の部分といたしますか、そういったローカルの部分なのですが、これは、日本海を挟んでその5カ国が、先ほどのゴールドトライアングルといたしますか、トマリ港開発を基地に大きく発展して、相互補完しながら発展していこうと。

ただ、国連の認めたそういった計画ですけれども、いま一つ、一時の盛り上がりといたしますか、各国が、端っこなものですから、やはり中央の方に力が入って、経済の会議とか、いろいろな要素はあるのですが、将来は極めて重要な地域だと言われております。

小樽の場合、サハリンを中心にやっておりますけれども、目下、ポートセールスの一つの柱は、やはり、遼寧、大連といたしますか、あの奥の方の港で何とか中国とのコンテナ航路を開設したいと。これも環日本海の交流といたしますか、1本はロシア、1本は中国、そういった部分の2本柱でやってまいりたい、こう思っております。

大竹委員

そのようなことで、いろいろなことを試しながら、いろいろな角度から、単の一つでなくて、さっきウォーターフロントの話もしましたが、単に客船が入るだけではなくて、いろいろな面、これは経済と結びついた中で、その辺を強調しながら、小樽経済の底上げに両方ががっちり手を組みながらやっていただきたいなと思っております。

これで、私の質問は終わります。

委員長

あとはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長

質疑を終結し、これより一括討論に入ります。

西脇委員

継続審査中の陳情第17号は、雇用の創出と失業者の生活の保障を求めています。

陳情は、北海道の状況からして、まさに当を得たものと思っております。道内の完全失業者が16万人、5.5%、小樽職安管内の1月の有効求人者数は3,988人です。就職が決まったのが240人の6%、また、雇用状況の一つの指標である有効求人倍率は全国でも0.67%、北海道が0.44%、小樽は0.37%と、全国、全道から見ても低い状況ですから、ましてや高齢者が住んでいる小樽での雇用、生活保障というのは非常に必要ですので、採択を主張して討論を終わります。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、陳情第17号について採決いたします。

継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、継続審査と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、一括採決いたします。

議案第39号については原案どおり可決と、陳情第55号については採択と、所管事項の経済の活性化についての調査は継続審査と、それぞれ決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後4時00分